

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

平成31年度（令和元年度）運用状況報告書

 沖縄県総務部総務私学課

目 次

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

- 1 情報公開制度のあらまし…………… 1
- 2 広義及び狭義の情報公開制度…………… 2
- 3 沖縄県の情報公開制度…………… 3

II 情報公開制度の実施状況

- 1 公文書開示請求の受付状況…………… 13
- 2 公文書の実施機関別開示請求状況…………… 14
- 3 公文書開示請求の処理状況…………… 15
- 4 部分開示及び不開示の内訳…………… 15
- 5 不服申立ての状況…………… 16
- 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況…………… 16
- 7 不服申立ての処理状況一覧…………… 21
- 8 沖縄県情報公開審査会答申概要…………… 23

III 情報提供の状況

- 1 行政情報センターの概要…………… 44
- 2 行政情報センター等の利用状況…………… 45
- 3 配架行政資料…………… 46

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度のあらまし……………47
- 2 沖縄県個人情報保護制度の特色……………48
- 3 沖縄県個人情報保護条例の概要……………49

II 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報の開示請求等の受付状況……………56
- 2 個人情報の実施機関別開示請求状況……………57
- 3 口頭開示実施状況……………58
- 4 個人情報の請求処理状況……………61
- 5 部分開示及び不開示理由の内訳……………62
- 6 不服申立ての状況……………63
- 7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況……………64
- 8 不服申立ての処理状況一覧……………70
- 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要……………71

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和57年4月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和58年4月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成11年5月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が公布し、平成13年4月から施行されています。

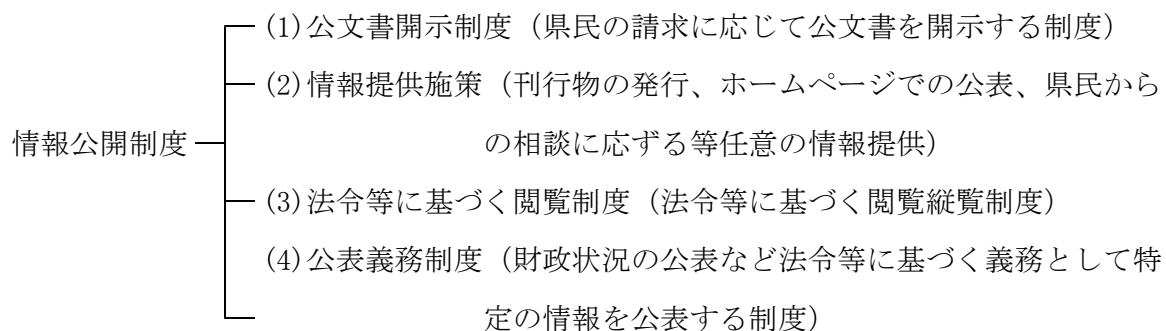
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く県民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を県民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となっていく多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、県民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める県民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、県民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める県民の請求権を明らかにし、県民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開制度と公文書開示制度等の関係図

		実施機関の義務の有無	
		義務的	任意的
情報公開制度	請求によるもの	(3) 法令等に基づく閲覧制度 ・ 関係文書閲覧及び写しの交付	(1) 公文書開示制度
	請求によらないもの	(4) 法令等に基づく公表義務制度 ・ 条例、規則の公布 ・ 財政状況の公表	(2) 情報提供 ・ 窓口での相談、案内 ・ 資料頒布

3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布。以下、「条例」という。）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、条例を全部改正し、新たな条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資すること」を目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、条例においても平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は、原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、同項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員の指名を要しないこととされているため、本条例に基づく審査請求においては、第三者機関である沖縄県情報公開審査会において、公正かつ客観的に開示可否を判断しており、実質的に審理の公正性が確保されているため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を沖縄県情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、沖縄県個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする（原則開示）。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

2 条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関（実施機関）に公安委員会及び警察本部長を加えたこと（平成14年7月1日から実施機関となった。）。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

3 条例の概要

(1) 目的（第1条）

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

(2) 実施機関（第2条第1項）

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関は、次の14機関がある。

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| ・知事 | ・議会 | ・教育委員会 |
| ・公安委員会 | ・警察本部長 | ・選挙管理委員会 |
| ・監査委員 | ・人事委員会 | ・労働委員会 |
| ・収用委員会 | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会 |
| ・公営企業の管理者 | ・病院事業の管理者 | |

※平成3年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなかったが、平成10年12月議会で議会提案により議会が実施機関に追加され、また

平成13年9月議会で公安委員会、警察本部長が追加された。

(3) 公文書（第2条第2項）

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

(4) 開示請求権（第5条）

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

(5) 開示請求の手続（第6条）

開示請求権を明確にするため、開示請求は次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は沖縄県ホームページから電子申請もできる。

- ・ 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体に

あつては代表者の氏名

- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

イ 個人に関する情報（第2号）

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ウ 法人等に関する情報（第3号）

法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）（第4号）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であつて、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）（第5号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

カ 審議、検討等に関する情報（第6号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報（第7号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事

務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(9) 公文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）

保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定した請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

(10) 開示請求に対する措置（第11条）

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（規則第4号様式）
- イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（規則第5号様式）
- ウ 公文書を開示しない旨の決定（エ及びオ以外） 公文書不開示決定通知書（規則第6号様式）
- エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（規則第7号様式）
- オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書（規則第8号様式）

(11) 開示決定等の期限（第12条）

開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること（開示請求があった日から起算して最大45日）ができる。

(12) 開示決定等の期限の特例（第13条）

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ア 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- イ 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定

等を行う。

ウ 相当の期間(アの通知において、その期限を示す。)内に、残りの部分について開示決定等を行う。

(13) 事案の移送 (第15条)

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

(14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 (第16条)

ア 第三者(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者)に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。

イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。

ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

(15) 開示の実施 (第17条)

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写、などの方法によることもできる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものと及び光ディスク等に複製したものなどの交付が定められている(施行規則第5条参照)。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧(ただし書)
文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたものと又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

(16) 他の制度との調整(第18条)

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー

(17) 費用負担(第19条)

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

(18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外(第20条)

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(19) 沖縄県情報公開審査会への諮問(第21条)

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、原則として沖縄県情報公開審査会への諮問を義

務付けた。

ア 沖縄県情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

(20) 沖縄県情報公開審査会（第23条）

ア 第21条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

(21) 調査審議手続の非公開（第28条）

沖縄県情報公開審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(22) 情報提供の推進（第31条）

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行っている。

(23) 出資等法人の情報公開（第33条）

県が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

(24) 運用状況の公表（第37条）

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を県公報に登載して公表する。

(25) 適用除外（第38条）

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

Ⅱ 情報公開制度の実施状況

1 公文書開示請求の受付状況

平成 31 年度(令和元年度)における公文書の開示請求は、1,774 件であり、前年度の 1,928 件に比べ、154 件(約 8.0%)の減となっている。

その主な要因としては、これまで開示請求により行ってきた工事設計書等の開示について、土木建築部(平成 27 年 10 月)、企業局(平成 28 年 4 月)、農林水産部(平成 29 年 4 月)に加え、教育庁が令和元年 9 月から情報提供に切り替えたことが挙げられる。

表 1 公文書開示請求の受付状況 (単位:件)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)
本 庁 (行政情報センター)	4,641	1,921	1,278	1,262	1,462
出 先 機 関	723	723	794	576	259
公安委員会	1	6	1	9	7
警察本部長	18	66	59	81	46
合 計	5,383	2,716	2,132	1,928	1,774

注 1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第 6 条の規定に基づく請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付件数である。

2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 86.1 %、教育委員会 5.1 %、企業局 3.7 %となっている。知事部局について部別に見ると、保健医療部が 43.5 %、土木建築部が 27.5 %を占めている。

表2 実施機関別の請求状況 (単位:件)

実施機関	年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)
知事公室		40	42	24	44	29
総務部		33	18	27	22	23
企画部		53	12	9	17	13
環境部		65	91	74	105	74
子ども生活福祉部		40	20	31	26	20
保健医療部		634	629	514	570	664
農林水産部		1,025	685	292	224	228
商工労働部		15	34	16	18	29
文化観光スポーツ部		5	5	4	13	27
土木建築部		2,927	802	882	667	420
出納事務局		2	1	1	2	0
知事部局計		4,839	2,339	1,874	1,708	1,527
議 会		10	35	10	2	12
教 育 委 員 会		168	173	139	87	91
選 挙 管 理 委 員 会		9	13	11	9	19
人 事 委 員 会		2	3	0	0	2
監 査 委 員		0	1	0	0	2
労 働 委 員 会		0	0	0	0	1
収 用 委 員 会		0	4	6	2	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0
企 業 局		317	53	15	23	65
病 院 事 業 局		19	23	17	7	1
公 安 委 員 会		1	6	1	9	7
警 察 本 部 長		18	66	59	81	46
合 計		5,383	2,716	2,132	1,928	1,774

3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況

(単位:件)

区 分		年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)
請 求 件 数			5,383	2,716	2,132	1,928	1,774
処 理 状 況	決 定 済	開 示	4,138	1,839	1,382	1,209	972
		部 分 開 示	752	669	655	744	642
		不 開 示	60	28	35	37	33
		存 否 応 答 拒 否	1	3	5	1	2
		不 存 在	263	153	128	205	216
		小 計	5,214	2,692	2,205	2,196	1,865
取 下 げ			184	83	40	42	40
合 計			5,398	2,775	2,245	2,238	1,905

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳

(単位:件)

区 分	年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)
1号 法令秘情報		0	24	3	3	6
2号 個人に関する情報		541	564	599	688	576
3号 法人等に関する情報		69	146	127	278	247
4号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)		7	12	6	6	5
5号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)		5	23	5	12	11
6号 審議、検討等に関する情報		13	10	10	20	40
7号 事務又は事業に関する情報		136	63	61	70	63
合 計		771	842	811	1,077	948

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

5 不服申立ての状況

平成 31 年度(令和元年度)は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて 27 件あり、そのうち 20 件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況

(単位:件、回)

年度	不服申立て	取下げ	諮問	審議回数(回)	諮問に対する処理状況(内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
									認容	一部認容	棄却	その他
平成27年度	17(7)	1(1)	16(6)	10	0	9	1	4(3)	0	2(1)	2(2)	0
平成28年度	24(9)	0	16(9)	12	0	3	2	10(9)	2(2)	5(5)	3(2)	0
平成29年度	25(11)	0	18(6)	10	2	8	0	7(5)	0	2(2)	5(3)	0
平成30年度	20(10)	3	15(10)	17	0	7(5)	0	8(5)	1(1)	3(2)	3(2)	1
平成31年度 (令和元年度)	27(9)	1	20(8)	11	2	3	0	15(8)	0	6(5)	8(2)	1(1)

注 1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 諮問併合があった場合は、諮問とその内訳の数は一致しない。

6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成4年7月1日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する5人の委員によって構成された。新たな条例の施行に伴い、平成14年1月1日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は2年、平成31年度の審査会の開催回数は11回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

任期:平成31年1月9日~令和3年1月8日(2年)

(令和2年3月31日現在)

氏名	役職等	備考
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
渡名喜 庸安	元琉球大学名誉教授	会長 (令和2年3月30日~)
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	(平成31年3月28日~)
三浦 毅	琉球大学准教授	

※前井上会長は、令和2年3月27日付で退職

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
平成31年4月17日	第303回	(1)沖縄県諮問土第17号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (2)沖縄県諮問土第18号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (3)沖縄県諮問土第19号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (4)沖縄県諮問土第22号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (5)沖縄県諮問土第24号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (6)沖縄県諮問子第8号「平成27年11月16日付子平第1018号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について (7)教文第1529号「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和元年5月15日	第304回	(1)沖縄県諮問土第17号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (2)沖縄県諮問土第18号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (3)沖縄県諮問土第19号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (4)沖縄県諮問土第22号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (5)沖縄県諮問土第24号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について (6)沖縄県諮問子第8号「平成27年11月16日付子平第1018号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について (7)教文第1529号「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和元年6月12日	第305回	(1)教文第1529号「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和元年8月9日	第306回	(1)土建第567号「県から沖縄市へ『区画形質の変更に係る開発許可の協議及び手続きは不要である』旨の回答の有無及び回答日時を記録した資料」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審

		<p>査請求について</p> <p>(2)沖公委(備二)第 16 号及び沖公委(広相)第 13 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖公委(備二)第 17 号及び沖公委(広相)第 14 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖公委(備二)第 18 号及び沖公委(広相)第 15 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖公委(広相)第 16 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和元年9月3日	第 307 回	<p>(1)土建第 567 号「県から沖縄市へ『区画形質の変更に係る開発許可の協議及び手続きは不要である』旨の回答の有無及び回答日時を記録した資料」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖公委(備二)第 16 号及び沖公委(広相)第 13 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖公委(備二)第 17 号及び沖公委(広相)第 14 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖公委(備二)第 18 号及び沖公委(広相)第 15 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖公委(広相)第 16 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問企第2号「平成 25 年度から平成 30 年度の地方公務員健康状況等調査」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和元年 10 月9日	第 308 回	<p>(1)沖縄県諮問企第2号「平成 25 年度から平成 30 年度の地方公務員健康状況等調査」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖公委(備二)第 16 号及び沖公委(広相)第 13 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖公委(備二)第 17 号及び沖公委(広相)第 14 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不開示決</p>

		<p>定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖公委(備二)第 18 号及び沖公委(広相)第 15 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖公委(広相)第 16 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)環保第 410 号「平成 31 年4月 24 日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p>
令和元年 11 月 20 日	第 309 回	<p>(1)環保第 410 号「平成 31 年4月 24 日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖公委(備二)第 16 号及び沖公委(広相)第 13 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖公委(備二)第 17 号及び沖公委(広相)第 14 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖公委(備二)第 18 号及び沖公委(広相)第 15 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖公委(広相)第 16 号「2016 年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問環第 11 号「安和棧橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)土管第 799 号「特定企業における国道 449 号線の安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和元年 12 月9日	第 310 回	<p>(1)沖縄県諮問環第 11 号「安和棧橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)土管第 799 号「特定企業における国道 449 号線の安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年1月 15 日	第 311 回	<p>(1)沖縄県諮問環第 11 号「安和棧橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

		<p>(2)土管第 799 号「特定企業における国道 449 号線の安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 14 号「本部港(塩川地区)の港湾使用に関して北部土木事務所長が令和元年7月 12 日に業者へ出した行政指導文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年2月 20 日	第 312 回	<p>(1)沖縄県諮問環第 11 号「安和棧橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)土管第 799 号「特定企業における国道 449 号線の安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 14 号「本部港(塩川地区)の港湾使用に関して北部土木事務所長が令和元年7月 12 日に業者へ出した行政指導文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 17 号「2018 年度の海砂採取申請書と許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年3月 25 日	第 313 回	<p>(1)沖縄県諮問環第 11 号「安和棧橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)土管第 799 号「特定企業における国道 449 号線の安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 14 号「本部港(塩川地区)の港湾使用に関して北部土木事務所長が令和元年7月 12 日に業者へ出した行政指導文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 17 号「2018 年度の海砂採取申請書と許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問教第1号「2019 年3月 18 日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類(返還に際しての取り決めなど)すべての公文書等」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問教第2号「2019 年3月 18 日、台湾大学より返還された遺骨について、同年9月 25 日開示決定された公文書以外の資料を含む文書」に係る公文書不存在による不開示決定及び公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容	①決定日 ②決定内容	
1	H29.12.20 知事	岸壁使用許可申請書等	①H29.10.26 ②H29.12.7 ③部分開示	第2号	①H30.1.22 ②R1.5.29 ③答申第102号 ④一部認容	①R1.12.19 ②一部認容	
	港湾課(沖縄県諮問土第17号)						
2	H29.12.20 知事	岸壁使用許可申請書等	①H29.11.2 ②H29.12.14 ③部分開示	第2号	①H30.1.22 ②R1.5.29 ③答申第103号 ④一部認容	①R1.12.19 ②一部認容	
	港湾課(沖縄県諮問土第18号)						
3	H29.12.21 知事	岸壁使用許可申請書等	①H29.11.6 ②H29.12.19 ③部分開示	第2号	①H30.1.22 ②R1.5.29 ③答申第104号 ④一部認容	①R1.12.19 ②一部認容	
	港湾課(沖縄県諮問土第19号)						
4	H30.1.12 土木建築部	岸壁使用許可申請書等	①H29.11.22 ②H30.1.4 ③部分開示	第2号	①H30.2.8 ②R1.5.29 ③答申第105号 ④一部認容	①R1.12.19 ②一部認容	
	港湾課(沖縄県諮問土第22号)						
5	H30.1.22 知事	岸壁使用許可申請書等	①H29.12.4 ②H30.1.17 ③部分開示	第2号	①H30.2.20 ②R1.5.29 ③答申第106号 ④一部認容	①R1.12.19 ②一部認容	
	港湾課(沖縄県諮問土第24号)						
6	H28.12.3 知事	平成27年11月16日付子平第1018号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)	①H28.10.26 ②H28.11.2 ③不開示	第2号	①H30.9.18 ②R1.5.29 ③答申第107号 ④その他	①R1.5.31 ②その他(不開示→不存在の不開示)	
	女性力・平和推進課(沖縄県諮問子第8号)						
7	H30.5.17 教育長	沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等	①H30.3.23 ②H30.4.25 ③部分開示	第2号	①H31.1.25 ②R1.6.17 ③答申第108号 ④棄却	①R1.6.20 ②棄却	
	文化財課(教文第1529号)						
8	R1.5.15 知事	県から沖縄市へ『区画形質の変更に係る開発許可の協議及び手続きは不要である』旨の回答の有無及び回答日時を記録した資料	①R1.5.7 ②R1.5.13 ③不存在の不開示	第11条第2項	①R1.7.24 ②R1.9.5 ③答申第109号 ④棄却	①R1.9.9 ②棄却	
	建築指導課(土建第567号)						
9	H30.9.3 知事	平成25年度から平成30年度の地方公務員健康状況等調査	①H31.3.11 ②H31.3.20 ③部分開示	第7号	①R1.8.29 ②R1.10.10 ③答申第110号 ④棄却	①R1.10.18 ②棄却	
	市町村課(沖縄県諮問企第2号)						
10	R1.5.14 知事	平成31年4月24日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録	①H31.4.25 ②R1.5.7 ③不存在の不開示	第11条第2項	①R1.9.26 ②R1.11.26 ③答申第111号 ④棄却	①R1.12.3 ②棄却	
	環境保全課(環保第410号)						
11	H30.9.3 沖縄県公安委員会 警備第二課・広報 相談課(沖公委(備二)第16号等)	2016年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊に係る公文書	①H30.4.19 ②H30.6.6 ③部分開示	第2号 第5号 第7号	①R1.7.8 ②R1.11.26 ③答申第112号 ④棄却	①R1.12.12 ②棄却	
	H30.9.3 沖縄県公安委員会 警備第二課・広報 相談課(沖公委(備二)第17号等)						
12	H30.9.3 沖縄県公安委員会 警備第二課・広報 相談課(沖公委(備二)第17号等)	2016年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊に係る公文書	①H30.4.19 ②H30.6.6 ③不開示	第5号	①R1.7.8 ②R1.11.26 ③答申第113号 ④棄却	①R1.12.12 ②棄却	
	H30.9.3 沖縄県公安委員会 警備第二課・広報 相談課(沖公委(備二)第18号等)						
13	H30.9.3 沖縄県公安委員会 警備第二課・広報 相談課(沖公委(備二)第18号等)	2016年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊に係る公文書	①H30.4.19 ②H30.6.6 ③不存在の不開示	第11条第2項	①R1.7.8 ②R1.11.26 ③答申第114号 ④棄却	①R1.12.12 ②棄却	
	H30.9.3 沖縄県公安委員会 警備第二課・広報 相談課(沖公委(備二)第18号等)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
14	H30.9.3 沖縄県公安委員会 広報相談課(沖公 委(広相)第16号)	2016年7月以降の沖縄県へ派 遣された千葉県警機動隊に 係る公文書	①H30.4.19 ②H30.6.6 ③部分開示	第2号 第7号	①R1.7.8 ②R1.11.26 ③答申第115号 ④棄却	①R1.12.12 ②棄却	
	R1.8.2 知事 環境保全課(沖縄 県諮問環第11号)		①R1.6.14 ②R1.7.22 ③部分開示		第2号 第3号		①R1.10.23 ②R2.3.27 ③答申第116号 ④一部認容
16	R1.5.20 知事 道路管理課(土管 第799号)	特定企業における国道449号 線の安和港棧橋付近で、道路 占用許可が出された横断構造 物に関する文書	①H31.3.13 ②H31.4.26 ③部分開示	第2号 第3号	①R1.10.8		
	R1.10.11 知事 港湾課(沖縄県諮 問土第14号)		①R1.7.19 ②R1.8.30 ③部分開示		第3号	①R2.1.7	
18	R1.11.9 知事 海岸防災課(沖縄 県諮問土第17号)	2018年度 of 海砂採取申請書と 許可書	①R1.7.8 ②R1.8.21 ③部分開示	第2号 第3号	①R2.1.15		
	R1.12.13 教育長 文化財課(沖縄県 諮問教第1号)		①R1.8.16 ②R1.9.25 ③開示		—	①R2.3.5	
20	R1.12.13 教育長 文化財課(沖縄県 諮問教第2号)	2019年3月18日、台湾大学よ り返還された遺骨について、 同年9月25日開示決定された 公文書以外の資料を含む文 書	①R1.10.4 ②R1.10.18 ③不存在の不開示及び部分 開示	第2号 第6号 第11条第 2項	①R2.3.5		

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

第1号: 法令秘情報

第2号: 個人に関する情報

第3号: 法人等に関する情報

第4号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)

第5号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)

第6号: 審議・検討等に関する情報

第7号: 事務又は事業に関する情報

8 沖縄県情報公開審査会答申概要

沖縄県情報公開審査会答申第102号 概要

①件名	岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年10月26日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部 港湾課）
④決定年月日	平成29年12月7日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成29年12月20日（平成29年12月22日受理）
⑧審査請求の趣旨	「公文書部分開示決定の処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由	沖縄県知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うものであり、不開示部分の範囲が狭きに失するものであって、条例の解釈運用を誤る条例違反がある。
⑩諮問年月日	平成30年1月22日（平成30年1月23日受理）
⑪答申年月日	令和元年5月29日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「岸壁使用許可申請書（添付書類含む）等」のうち、別表の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書の各情報における条例第7条第3号該当性について検討する。</p> <p>1 審査請求人の法人情報及び契約情報について 本件工事の受注者である審査請求人の法人情報は、沖縄防衛局ホームページにおいて、本件工事に係る「契約業者の名称及び住所、工期、契約金額等」の法人情報及び契約情報が既に公開されており、審査請求人が本件工事を受注、施工している事実を確認することが可能である。よって、当該情報は条例第7条第3号に規定する「公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人も閲覧できる情報として、開示が妥当である。</p> <p>一方で、本件公文書のうち「船主名」及び「荷役会社」に係る情報は、審査請求人の取引先の企業名に係る情報であり、審査請求人の事業活動の自由に属する情報として「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、これを公にすることにより、競合する同業他社に当該情報が伝搬し、契約の獲得その他営業活動を継続していく上で、公正な競争関係に不利益を与えるおそれや、その事業活動に支障が生じるおそれがあると認められることから、不開示とすべきである。</p> <p>2 船舶情報について 「船舶法施行細則」及び「小型船舶の登録等に関する法律（以下、「小型船舶登録法」という。）」において、船舶登録の対象となる船舶の所有者は、「船舶原簿」に「船名、種類、船籍港、船舶の長さ・幅・深さ、当トン数、船体識別番号、所有者の氏名又は名称・住所、船舶番号等」を登録しなければならないこととされており、併せて、これらの情報は何人も「登録事項証明書」の交付申請により閲覧が可能とされていることから、公にされている情報であると言える。</p> <p>よって、これらの情報は、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人でも閲覧できる情報として開示が妥当である。</p> <p>一方で、当該「船舶原簿」に記載がない情報については、船舶所有者のみしか知り得ない情報であり、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、不開示とすべきである。</p>

なお、本件公文書における「引船（及び押船）」については、船舶法及び小型船舶登録法において船舶登録の対象となり「船舶番号等の表示義務」があるが、「台船」については「推進機関及び帆装を有しない船舶は適用除外」とされ、船舶登録の対象ではないため「船舶番号等の表示義務」はないこととなる。
よって、当該「台船」に係る船舶情報は、当該台船の船舶所有者のみしか知り得ない情報であると言え、何人も閲覧可能な情報ではないことから「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

3 石材運搬工程表について

使用する船により運搬可能な量（ m^3 数）が異なることや、石材をどのような手法で効率的に運搬するかによって1日の運搬可能量が異なり、当該行程表の計画により効率が上がり、利益にも関わる内容であるため、他社には知られたくない情報であると言える。

よって、審査請求人が追加資料における「企業体のノウハウに関する重要な情報が含まれている」旨の主張は妥当であり、容易に開示できる情報ではなく、また一般的にも通常知り得る情報ではないことから、審査請求人の「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

4 港湾施設に係る情報について

審査会としては、他の使用許可申請者に対し、調整、協議等の事務処理の便宜上でこれらの情報を開示することは特に問題ないと考えているが、このうち「使用期間」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

また、「最後仕出港及び日時、当港入港日時、仕向港及び出航予定日時」については、当該船舶の今後の入出港に係る渡航経路が明らかになる情報であり、これらの情報が開示された場合、当該法人等と競合する同業他社に当該情報が伝わることが考えられ、当該船舶が当該港湾施設を利用したという個別具体的な事業活動の内容は「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に係る情報と認められ、不開示とすべきである。

5 岸壁・港湾施設用地の使用箇所に係る情報（図面、写真）について

当該図面等に記載された情報（面積及び距離等）は、現場において誰でも目視で確認できる情報であり、これを公にすることにより、「特定企業特有のノウハウの価値や競争上の優位性が失われる」とは考えにくいことから、「事業活動上のノウハウ」には該当せず、開示が妥当である。

6 港湾施設使用料内訳に係る情報（金額、算定内訳、使用日数等）について

「算定式」については、沖縄県行政財産使用料条例第2条第1項において規定されており、公にされている情報であるため、開示が妥当である。

「使用日数」及び算定式に基づき算出した「使用料の額」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

よって、別表記載のとおり判断する。
以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会答申第103号 概要

①件名	岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年11月2日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部 港湾課）
④決定年月日	平成29年12月14日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成29年12月20日（平成29年12月22日受理）
⑧審査請求の趣旨	「公文書部分開示決定の処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由	沖縄県知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うものであり、不開示部分の範囲が狭きに失するものであって、条例の解釈運用を誤る条例違反がある。
⑩諮問年月日	平成30年1月22日（平成30年1月23日受理）
⑪答申年月日	令和元年5月29日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「岸壁使用許可申請書（添付書類含む）等」のうち、別表の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書の各情報における条例第7条第3号該当性について検討する。</p> <p>1 審査請求人の法人情報及び契約情報について 本件工事の受注者である審査請求人の法人情報は、沖縄防衛局ホームページにおいて、本件工事に係る「契約業者の名称及び住所、工期、契約金額等」の法人情報及び契約情報が既に公開されており、審査請求人が本件工事を受注、施工している事実を確認することが可能である。よって、当該情報は条例第7条第3号に規定する「公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人も閲覧できる情報として、開示が妥当である。 一方で、本件公文書のうち「船主名」及び「荷役会社」に係る情報は、審査請求人の取引先の企業名に係る情報であり、審査請求人の事業活動の自由に属する情報として「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、これを公にすることにより、競合する同業他社に当該情報が伝搬し、契約の獲得その他営業活動を継続していく上で、公正な競争関係に不利益を与えるおそれや、その事業活動に支障が生じるおそれがあると認められることから、不開示とすべきである。</p> <p>2 船舶情報について 「船舶法施行細則」及び「小型船舶の登録等に関する法律（以下、「小型船舶登録法」という。）」において、船舶登録の対象となる船舶の所有者は、「船舶原簿」に「船名、種類、船籍港、船舶の長さ・幅・深さ、当トン数、船体識別番号、所有者の氏名又は名称・住所、船舶番号等」を登録しなければならないこととされており、併せて、これらの情報は何人も「登録事項証明書」の交付申請により閲覧が可能とされていることから、公にされている情報であると言える。 よって、これらの情報は、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人でも閲覧できる情報として開示が妥当である。 一方で、当該「船舶原簿」に記載がない情報については、船舶所有者のみしか知り得ない情報であり、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがれあるもの」として、不開示とすべきである。 なお、本件公文書における「引船（及び押船）」については、船舶法及び小型船舶登録法において船舶登録の対象となり「船舶番号等の表示義務」があるが、</p>

「台船」については「推進機関及び帆装を有しない船舶は適用除外」とされ、船舶登録の対象ではないため「船舶番号等の表示義務」はないこととなる。
よって、当該「台船」に係る船舶情報は、当該台船の船舶所有者のみしか知り得ない情報であると言え、何人も閲覧可能な情報ではないことから「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

3 石材運搬工程表について

使用する船により運搬可能な量（ m^3 数）が異なることや、石材をどのような手法で効率的に運搬するかによって1日の運搬可能量が異なり、当該行程表の計画により効率が上がり、利益にも関わる内容であるため、他社には知られたくない情報であると言える。

よって、審査請求人が追加資料における「企業体のノウハウに関する重要な情報が含まれている」旨の主張は妥当であり、容易に開示できる情報ではなく、また一般的にも通常知り得る情報ではないことから、審査請求人の「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

4 港湾施設に係る情報について

審査会としては、他の使用許可申請者に対し、調整、協議等の事務処理の便宜上でこれらの情報を開示することは特に問題ないと考えられるが、このうち「使用期間」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

また、「最後仕出港及び日時、当港入港日時、仕向港及び出航予定日時」については、当該船舶の今後の入出港に係る渡航経路が明らかになる情報であり、これらの情報が開示された場合、当該法人等と競合する同業他社に当該情報が伝わることが考えられ、当該船舶が当該港湾施設を利用したという個別具体的な事業活動の内容は「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に係る情報と認められ、不開示とすべきである。

5 岸壁・港湾施設用地の使用箇所に係る情報（図面、写真）について

当該図面等に記載された情報（面積及び距離等）は、現場において誰でも目視で確認できる情報であり、これを公にすることにより、「特定企業特有のノウハウの価値や競争上の優位性が失われる」とは考えにくいことから、「事業活動上のノウハウ」には該当せず、開示が妥当である。

6 港湾施設使用料内訳に係る情報（金額、算定内訳、使用日数等）について

「算定式」については、沖縄県行政財産使用料条例第2条第1項において規定されており、公にされている情報であるため、開示が妥当である。

「使用日数」及び算定式に基づき算出した「使用料の額」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会答申第104号 概要

①件名	岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年11月6日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部 港湾課）
④決定年月日	平成29年12月19日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成29年12月20日（平成29年12月22日受理）
⑧審査請求の趣旨	「公文書部分開示決定の処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由	沖縄県知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うものであり、不開示部分の範囲が狭きに失するものであって、条例の解釈運用を誤る条例違反がある。
⑩諮問年月日	平成30年1月22日（平成30年1月23日受理）
⑪答申年月日	令和元年5月29日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「岸壁使用許可申請書（添付書類含む）等」のうち、別表の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書の各情報における条例第7条第3号該当性について検討する。</p> <p>1 審査請求人の法人情報及び契約情報について 本件工事の受注者である審査請求人の法人情報は、沖縄防衛局ホームページにおいて、本件工事に係る「契約業者の名称及び住所、工期、契約金額等」の法人情報及び契約情報が既に公開されており、審査請求人が本件工事を受注、施工している事実を確認することが可能である。よって、当該情報は条例第7条第3号に規定する「公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人も閲覧できる情報として、開示が妥当である。 一方で、本件公文書のうち「船主名」及び「荷役会社」に係る情報は、審査請求人の取引先の企業名に係る情報であり、審査請求人の事業活動の自由に属する情報として「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、これを公にすることにより、競合する同業他社に当該情報が伝搬し、契約の獲得その他営業活動を継続していく上で、公正な競争関係に不利益を与えるおそれや、その事業活動に支障が生じるおそれがあると認められることから、不開示とすべきである。</p> <p>2 船舶情報について 「船舶法施行細則」及び「小型船舶の登録等に関する法律（以下、「小型船舶登録法」という。）」において、船舶登録の対象となる船舶の所有者は、「船舶原簿」に「船名、種類、船籍港、船舶の長さ・幅・深さ、当トン数、船体識別番号、所有者の氏名又は名称・住所、船舶番号等」を登録しなければならないこととされており、併せて、これらの情報は何人も「登録事項証明書」の交付申請により閲覧が可能とされていることから、公にされている情報であると言える。 よって、これらの情報は、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人でも閲覧できる情報として開示が妥当である。 一方で、当該「船舶原簿」に記載がない情報については、船舶所有者のみしか知り得ない情報であり、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがれあるもの」として、不開示とすべきである。 なお、本件公文書における「引船（及び押船）」については、船舶法及び小型船舶登録法において船舶登録の対象となり「船舶番号等の表示義務」があるが、</p>

「台船」については「推進機関及び帆装を有しない船舶は適用除外」とされ、船舶登録の対象ではないため「船舶番号等の表示義務」はないこととなる。
よって、当該「台船」に係る船舶情報は、当該台船の船舶所有者のみしか知り得ない情報であると言え、何人も閲覧可能な情報ではないことから「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

3 石材運搬工程表について

使用する船により運搬可能な量（ m^3 数）が異なることや、石材をどのような手法で効率的に運搬するかによって1日の運搬可能量が異なり、当該行程表の計画により効率が上がり、利益にも関わる内容であるため、他社には知られたくない情報であると言える。

よって、審査請求人が追加資料における「企業体のノウハウに関する重要な情報が含まれている」旨の主張は妥当であり、容易に開示できる情報ではなく、また一般的にも通常知り得る情報ではないことから、審査請求人の「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

4 港湾施設に係る情報について

審査会としては、他の使用許可申請者に対し、調整、協議等の事務処理の便宜上でこれらの情報を開示することは特に問題ないと考えられるが、このうち「使用期間」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

また、「最後仕出港及び日時、当港入港日時、仕向港及び出航予定日時」については、当該船舶の今後の入出港に係る渡航経路が明らかになる情報であり、これらの情報が開示された場合、当該法人等と競合する同業他社に当該情報が伝わることが考えられ、当該船舶が当該港湾施設を利用したという個別具体的な事業活動の内容は「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に係る情報と認められ、不開示とすべきである。

5 岸壁・港湾施設用地の使用箇所に係る情報（図面、写真）について

当該図面等に記載された情報（面積及び距離等）は、現場において誰でも目視で確認できる情報であり、これを公にすることにより、「特定企業特有のノウハウの価値や競争上の優位性が失われる」とは考えにくいことから、「事業活動上のノウハウ」には該当せず、開示が妥当である。

6 港湾施設使用料内訳に係る情報（金額、算定内訳、使用日数等）について

「算定式」については、沖縄県行政財産使用料条例第2条第1項において規定されており、公にされている情報であるため、開示が妥当である。

「使用日数」及び算定式に基づき算出した「使用料の額」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会答申第105号 概要

①件名	岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年11月22日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部 港湾課）
④決定年月日	平成30年1月4日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成30年1月12日（平成30年1月15日受理）
⑧審査請求の趣旨	「公文書部分開示決定の処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由	沖縄県知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うものであり、不開示部分の範囲が狭きに失するものであって、条例の解釈運用を誤る条例違反がある。
⑩諮問年月日	平成30年2月8日（平成30年2月9日受理）
⑪答申年月日	令和元年5月29日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「岸壁使用許可申請書（添付書類含む）等」のうち、別表の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書の各情報における条例第7条第3号該当性について検討する。</p> <p>1 審査請求人の法人情報及び契約情報について 本件工事の受注者である審査請求人の法人情報は、沖縄防衛局ホームページにおいて、本件工事に係る「契約業者の名称及び住所、工期、契約金額等」の法人情報及び契約情報が既に公開されており、審査請求人が本件工事を受注、施工している事実を確認することが可能である。よって、当該情報は条例第7条第3号に規定する「公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人も閲覧できる情報として、開示が妥当である。 一方で、本件公文書のうち「船主名」及び「荷役会社」に係る情報は、審査請求人の取引先の企業名に係る情報であり、審査請求人の事業活動の自由に属する情報として「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、これを公にすることにより、競合する同業他社に当該情報が伝搬し、契約の獲得その他営業活動を継続していく上で、公正な競争関係に不利益を与えるおそれや、その事業活動に支障が生じるおそれがあると認められることから、不開示とすべきである。</p> <p>2 船舶情報について 「船舶法施行細則」及び「小型船舶の登録等に関する法律（以下、「小型船舶登録法」という。）」において、船舶登録の対象となる船舶の所有者は、「船舶原簿」に「船名、種類、船籍港、船舶の長さ・幅・深さ、当トン数、船体識別番号、所有者の氏名又は名称・住所、船舶番号等」を登録しなければならないこととされており、併せて、これらの情報は何人も「登録事項証明書」の交付申請により閲覧が可能とされていることから、公にされている情報であると言える。 よって、これらの情報は、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人でも閲覧できる情報として開示が妥当である。 一方で、当該「船舶原簿」に記載がない情報については、船舶所有者のみしか知り得ない情報であり、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがれあるもの」として、不開示とすべきである。 なお、本件公文書における「引船（及び押船）」については、船舶法及び小型船舶登録法において船舶登録の対象となり「船舶番号等の表示義務」があるが、</p>

「台船」については「推進機関及び帆装を有しない船舶は適用除外」とされ、船舶登録の対象ではないため「船舶番号等の表示義務」はないこととなる。
よって、当該「台船」に係る船舶情報は、当該台船の船舶所有者のみしか知り得ない情報であると言え、何人も閲覧可能な情報ではないことから「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

3 石材運搬工程表について

使用する船により運搬可能な量（ m^3 数）が異なることや、石材をどのような手法で効率的に運搬するかによって1日の運搬可能量が異なり、当該行程表の計画により効率が上がり、利益にも関わる内容であるため、他社には知られたくない情報であると言える。

よって、審査請求人が追加資料における「企業体のノウハウに関する重要な情報が含まれている」旨の主張は妥当であり、容易に開示できる情報ではなく、また一般的にも通常知り得る情報ではないことから、審査請求人の「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

4 港湾施設に係る情報について

審査会としては、他の使用許可申請者に対し、調整、協議等の事務処理の便宜上でこれらの情報を開示することは特に問題ないと考えるが、このうち「使用期間」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

また、「最後仕出港及び日時、当港入港日時、仕向港及び出航予定日時」については、当該船舶の今後の入出港に係る渡航経路が明らかになる情報であり、これらの情報が開示された場合、当該法人等と競合する同業他社に当該情報が伝わることが考えられ、当該船舶が当該港湾施設を利用したという個別具体的な事業活動の内容は「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に係る情報と認められ、不開示とすべきである。

5 岸壁・港湾施設用地の使用箇所に係る情報（図面、写真）について

当該図面等に記載された情報（面積及び距離等）は、現場において誰でも目視で確認できる情報であり、これを公にすることにより、「特定企業特有のノウハウの価値や競争上の優位性が失われる」とは考えにくいことから、「事業活動上のノウハウ」には該当せず、開示が妥当である。

6 港湾施設使用料内訳に係る情報（金額、算定内訳、使用日数等）について

「算定式」については、沖縄県行政財産使用料条例第2条第1項において規定されており、公にされている情報であるため、開示が妥当である。

「使用日数」及び算定式に基づき算出した「使用料の額」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会答申第106号 概要

①件名	岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年12月4日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部 港湾課）
④決定年月日	平成30年1月17日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成30年1月22日（平成30年1月23日受理）
⑧審査請求の趣旨	「公文書部分開示決定の処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由	沖縄県知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うものであり、不開示部分の範囲が狭きに失するものであって、条例の解釈運用を誤る条例違反がある。
⑩諮問年月日	平成30年2月20日（平成30年2月21日受理）
⑪答申年月日	令和元年5月29日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「岸壁使用許可申請書（添付書類含む）等」のうち、別表の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書の各情報における条例第7条第3号該当性について検討する。</p> <p>1 審査請求人の法人情報及び契約情報について 本件工事の受注者である審査請求人の法人情報は、沖縄防衛局ホームページにおいて、本件工事に係る「契約業者の名称及び住所、工期、契約金額等」の法人情報及び契約情報が既に公開されており、審査請求人が本件工事を受注、施工している事実を確認することが可能である。よって、当該情報は条例第7条第3号に規定する「公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人も閲覧できる情報として、開示が妥当である。 一方で、本件公文書のうち「船主名」及び「荷役会社」に係る情報は、審査請求人の取引先の企業名に係る情報であり、審査請求人の事業活動の自由に属する情報として「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、これを公にすることにより、競合する同業他社に当該情報が伝搬し、契約の獲得その他営業活動を継続していく上で、公正な競争関係に不利益を与えるおそれや、その事業活動に支障が生じるおそれがあると認められることから、不開示とすべきである。</p> <p>2 船舶情報について 「船舶法施行細則」及び「小型船舶の登録等に関する法律（以下、「小型船舶登録法」という。）」において、船舶登録の対象となる船舶の所有者は、「船舶原簿」に「船名、種類、船籍港、船舶の長さ・幅・深さ、当トン数、船体識別番号、所有者の氏名又は名称・住所、船舶番号等」を登録しなければならないこととされており、併せて、これらの情報は何人も「登録事項証明書」の交付申請により閲覧が可能とされていることから、公にされている情報であると言える。 よって、これらの情報は、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人でも閲覧できる情報として開示が妥当である。 一方で、当該「船舶原簿」に記載がない情報については、船舶所有者のみしか知り得ない情報であり、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがれあるもの」として、不開示とすべきである。 なお、本件公文書における「引船（及び押船）」については、船舶法及び小型船舶登録法において船舶登録の対象となり「船舶番号等の表示義務」があるが、</p>

「台船」については「推進機関及び帆装を有しない船舶は適用除外」とされ、船舶登録の対象ではないため「船舶番号等の表示義務」はないこととなる。よって、当該「台船」に係る船舶情報は、当該台船の船舶所有者のみしか知り得ない情報であると言え、何人も閲覧可能な情報ではないことから「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

3 石材運搬工程表について

使用する船により運搬可能な量（ m^3 数）が異なることや、石材をどのような手法で効率的に運搬するかによって1日の運搬可能量が異なり、当該行程表の計画により効率が上がり、利益にも関わる内容であるため、他社には知られたくない情報であると言える。

よって、審査請求人が追加資料における「企業体のノウハウに関する重要な情報が含まれている」旨の主張は妥当であり、容易に開示できる情報ではなく、また一般的にも通常知り得る情報ではないことから、審査請求人の「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

4 港湾施設に係る情報について

審査会としては、他の使用許可申請者に対し、調整、協議等の事務処理の便宜上でこれらの情報を開示することは特に問題ないと考えられるが、このうち「使用期間」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

また、「最後仕出港及び日時、当港入港日時、仕向港及び出航予定日時」については、当該船舶の今後の入出港に係る渡航経路が明らかになる情報であり、これらの情報が開示された場合、当該法人等と競合する同業他社に当該情報が伝わることが考えられ、当該船舶が当該港湾施設を利用したという個別具体的な事業活動の内容は「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に係る情報と認められ、不開示とすべきである。

5 岸壁・港湾施設用地の使用箇所に係る情報（図面、写真）について

当該図面等に記載された情報（面積及び距離等）は、現場において誰でも目視で確認できる情報であり、これを公にすることにより、「特定企業特有のノウハウの価値や競争上の優位性が失われる」とは考えにくいことから、「事業活動上のノウハウ」には該当せず、開示が妥当である。

6 港湾施設使用料内訳に係る情報（金額、算定内訳、使用日数等）について

「算定式」については、沖縄県行政財産使用料条例第2条第1項において規定されており、公にされている情報であるため、開示が妥当である。

「使用日数」及び算定式に基づき算出した「使用料の額」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

7 「奥区民決議」については、新聞報道において当該決議の全文が掲載されていることから、既に公にされた情報であると認められるため、開示が妥当である。また、奥区民からの苦情を踏まえて、実施機関から審査請求人に対して出された指示事項については、各指示事項の内容を含め、審査請求人にとって「明らかに正当な利益を害するおそれがある」とまでは言えず、当該苦情の存在自体が、直ちに審査請求人の信用を損ねるとまでは言えない。よって、開示が妥当である。

しかし、「奥区民からの意見聴取の内容」については、当該決議の要請の場で、実際に奥区民が口頭で出された意見であり、公開されることを予定しておらず、一般的にも知り得る情報ではないこと、また、審査請求人が主張する「当企業体及び構成する法人等の権利利益を侵害する」おそれが否定できず、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」があると認められることから、不開示とすべきである。

そのほか、当該通知の本文中、審査請求人にとって当該情報を公にすることにより、明らかに正当な利益を害するおそれがあると認められる箇所（所長名及び本文の2段落目の3行目の9文字目から同6行目まで）については、不開示が妥当である。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会答申第107号 概要

①件名	「平成27年11月16日付子平第1018号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について（回答）」の公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月26日（平成28年10月28日受理）
③実施機関	沖縄県知事（子ども生活福祉部 保護・援護課）
④決定年月日	平成28年11月2日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成28年12月3日（平成28年12月5日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	「公文書不開示決定処分を取り消す」との決定を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	開示請求は、私が沖縄県行政オンブズマンに対して行った「苦情申し立てに対する調査結果」ではなく、私が貴庁に対して調査依頼した、私の実母の実父である戦没者等に係る軍人恩給及び特別弔慰金の調査結果について開示請求している。
⑩諮問年月日	平成30年9月18日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年5月29日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、開示請求に対して特定した公文書は、審査請求人が求める公文書とは異なっていることから、対象公文書の不存在による不開示決定とすべきである。</p> <p>○審査会の判断 審査会は、実施機関に対して、新たに「名護市役所への確認」の実施の可否について、及び本件公文書を特定した理由について確認した。 その結果、実施機関において「名護市役所への確認に関する公文書は存在しなかった」こと、また、実施機関が「特定した本件公文書に「請求受付及び国債の交付については、各市町村窓口において本人確認を行っている」旨を説明した記載があり、当該箇所が本件請求内容に合致すると判断した」旨を確認した。 当該確認事項も踏まえて審査会は、実施機関に対して、審査請求書に記載されている情報を確認できる資料及びこれに相当する資料の存否についての再検索を指示したところ、実施機関は、本件公文書以外に本件請求に該当する資料がなお存在しなかったと説明している。 実施機関による当該再検索の方法及び結論について不合理・不自然な点はないものの、実施機関が本件公文書の特定に至った経緯ならびに本件で審査請求人が求めている文書が、沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女共同参画課に相談した件についての顛末書、処理結果、処理状況等の公文書であり、審査請求人が苦情の調査結果ではないと主張していることからすれば、本件審査請求の対象となった資料は実施機関において存在せず、本来であれば不存在による不開示決定をすべきであったと言える。</p> <p>以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。</p> <p>付言 本件審査請求は平成28年12月3日付けで提出されており、本来であれば実施機関は、速やかに諮問書を当審査会へ送付すべきところ、約1年8ヶ月もの間、手続きがなされていなかった。 行政不服審査法の趣旨として、不服申立てに対して簡易・迅速に裁決を行うことも求められていることから、今後は、手続きを迅速に行うよう改善を要望する。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第108号 概要

①件名	「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年3月23日（平成30年3月26日受理）
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（文化財課）
④決定年月日	平成30年4月25日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成30年5月17日（平成31年1月17日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書部分開示決定の取消しを求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	財団法人文化財建造物保存技術協会、工事担当者、作業組織図、特定会社、塗装担当者（氏名）、連絡先、塗装従事者ら開示させるべきである。
⑩諮問年月日	平成31年1月25日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年6月17日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断 1 本件公文書について 審査会において本件公文書を確認したところ、本件公文書には特定協会の担当者の印影、特定会社の現場代理人等の氏名及び印影、担当者の氏名・連絡先・住所・商号・代表者の氏名及び印影、塗装工事の現場作業員の顔写真の情報の記載があり、実施機関は、当該情報が条例第7条第2号該当として公文書部分開示決定を行っている。</p> <p>2 条例第7条第2号該当性 本件公文書のうち、特定協会の担当者の印影、特定会社の現場代理人等の氏名及び印影、特定会社の担当者の氏名・連絡先・印影、塗装工事の現場作業員の顔写真については、条例第7条第2号で定める個人を識別することができる情報であり、不開示が妥当である。 しかし、本件公文書のうち、特定会社の住所・商号・代表者の氏名及び印影については、同第7条第2号で定める個人に関する情報ではなく、同第7条第3号で定める法人等に関する情報に該当し、これを公にすることにより「法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められるため、同第7条第3号に基づき不開示とすべきであった。そのため、実施機関がこれらの不開示情報を不開示としたことは、結論において妥当である。</p> <p>以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。</p> <p>付言 なお、実施機関が部分開示を行った公文書において、特定会社名、現場代理人の氏名、担当者の印影、及び工事現場写真内の車のナンバープレートに係る情報が既に開示されているが、当該情報は本来、同第7条第2号及び第3号該当として不開示とすべきであった。 実施機関は今後、開示決定を行うに当たっては、公文書の各情報に係る開示・不開示の審査を慎重に行う必要がある。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第109号 概要

①件名	「県から沖縄市へ『区画形質の変更に係る開発許可の協議及び手続きは不要である』旨の回答の有無及び回答日時を記録した資料」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和元年5月7日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部 建築指導課）
④決定年月日	令和元年5月13日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第11条第2項
⑦審査請求年月日	令和元年5月15日（令和元年5月17日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	開示請求の内容に該当する資料が不存在であれば、開示請求の内容に関する事実を証する証言等の調査をしたうえで、回答の有無及び回答日時についての記述文書、その他の物件の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	開示請求の内容について、その事実を証する証言等の事実関係を調査したうえで、回答の有無及び回答した日時を記述した文書その他の物件の開示を求める。
⑩諮問年月日	令和元年7月24日（令和元年7月25日受理）
⑪答申年月日	令和元年9月5日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在を理由に不開示決定としたことは妥当である。</p> <p>○審査会の判断 審査会は実施機関に対し、審査請求書に記載されている「開発許可の手続きに関する架電の日時等」が記録された文書及びこれに相当する文書の存否について、審査請求人の請求内容に基づいて改めて保有の有無を確認させた。 その結果、実施機関の当該確認に対する前記の回答を受けて、本件請求の「沖縄市都市整備室都市計画担当を通して、中部土木事務所からは不要であるとの回答が口頭で得られた」に係る回答日時を記録した文書、その他関連資料は存在しないことが確認された。 よって、実施機関による当該確認に対する「通常、口頭でのやり取りは記録していない」旨の回答及び該当する資料がなお存在しなかったと実施機関が判断するに至ったことは、その方法及び結論において不合理・不自然ではなく、本件審査請求の対象となった文書は存在しないものと認められる。</p> <p style="text-align: center;">以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第110号 概要

①件名	「平成25年度から平成30年度の地方公務員健康状況等調査」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成31年3月11日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（企画部 市町村課）
④決定年月日	平成31年3月20日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第7号
⑦審査請求年月日	平成31年3月26日（同日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	非公開とされた部分が公開されるべきこと。
⑨審査請求の理由(要旨)	文書の公開の可否の判断は、文書の性質によるべきである。同様の事項を含んだ沖縄県の文書が公開されているところ、他の地方公共団体の分については非公開とすることには納得がいかない。他の地方公共団体への配慮をする場合でも、「非公開とする」実質的な根拠が必要である。
⑩諮問年月日	令和元年8月29日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年10月10日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書のうち「団体名」について、当該調査は団体名を公表しないことを前提に実施されており、調査報告書において団体ごとの数値を掲載する場合は、団体名は伏せて公表されている。もし、調査票に記載された団体名が公表された場合、各団体の調査協力が得られなくなり、今後の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められることから、当該団体名は条例第7条第7号で定める事務又は事業に関する情報として、不開示が妥当である。</p> <p>「対象部局の総職員数（年齢別を含む）」については、各市町村のホームページ等で総職員数を検索することで、当該調査を回答した団体名を特定される可能性があることから、団体名と同様に同条第7号該当として不開示が妥当である。</p> <p>「長期病休者数の内訳」及び「死亡状況に関する調査に係る職員数の内訳」については、特に小規模の町村では、他の情報と照合することにより、一職員に係る疾病の種類や死因などの情報が識別されうるとともに、特定の個人の健康情報等が保護されないおそれがあるほか、当該職員の家族や遺族のプライバシーを侵害するおそれがあることが認められる。当該不開示部分については条例第7条第7号に該当するのみならず、個人に関する情報として同条第2号にも該当するため、不開示とすべきであると考えられる。よって実施機関が不開示と判断したことは妥当である。</p> <p style="text-align: center;">以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。</p> <p>付言 実施機関が部分開示を行った公文書において、各団体の「総職員数」に係る情報が開示されているが、当該情報は本来、条例第7条第7号該当として不開示とすべきであった。実施機関は今後、開示決定を行うに当たっては、公文書の各情報に係る開示、不開示の審査を慎重に行う必要がある。</p> <p>また、審査請求人は、審査請求書において、公文書の閲覧時の写真撮影の許可を求めたところ、撮影を拒否されたことに対して善処を求めているが、平成17年4月28日総務省通知「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（中略）の趣旨の徹底等について」においては、閲覧者による撮影を原則として容認していること、また他県においても撮影を許可している状況をも踏まえ、今後、運用の見直しを図られることが望ましい。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第111号 概要

①件名	「平成31年4月24日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成31年4月25日（同日受理）
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部中部保健所）
④決定年月日	令和元年5月7日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該請求に係る議事録は保有していないため
⑦審査請求年月日	令和元年5月14日（同日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	開示請求に係る議事録が存在しなければ、その事実を証する書類その他の物件の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	本件処分が行われた開示請求の内容については、沖縄県知事に対する一連の公文書開示請求及び審査請求に関わる極めて重要な発言を含んでおり、お互いの認識を共有したうえで、事実関係を検証する必要があるにもかかわらず、すべてが口頭で行われ、その事実を証する書類その他の物件を一切残さず「開示請求に係る議事録はありませんので、保有していません。」との理由で処分を行う事は、極めて不当な処分であり、請求者にとっては到底看過することはできない。
⑩諮問年月日	令和元年9月26日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年11月26日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が、「平成31年4月25日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録」(以下、「本件請求文書」という。)について、公文書不存在を理由に不開示決定としたことは妥当である。</p> <p>○審査会の判断 審査会は実施機関に対し、公文書開示請求書に記載されている「平成31年4月25日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録」及びこれに相当する文書の存否について、審査請求人の請求内容に基づいて改めて保有の有無を確認させた。 その結果、実施機関からは「該当する公文書は存在しない」旨の回答があり、当審査会においても本件請求文書及びこれに相当する文書は存在しないことが確認された。 実施機関による再検索の方法及び説明に不合理・不自然な点はなく、本件請求文書及びこれに相当する文書は存在しないものと認められる。</p> <p>以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第112号 概要

①件名	沖公委（備二）第16号及び沖公委（広相）第13号「2016年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年4月19日（平成30年4月23日受理）
③実施機関	沖縄県公安委員会（警察本部警務部警備第二課、広報相談課）
④決定年月日	平成30年6月6日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号ウ括弧書き、同条第5号及び同条第7号に該当するため
⑦審査請求年月日	平成30年9月3日（平成30年9月5日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	「処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	過去の、まして他県の機動隊の派遣情報にすぎない本件文書を開示することは、何ら警備警察活動に支障を及ぼすものではない。少なくともそのようなおそれについての具体的な根拠は沖縄県公安委員会から何ら示されていない。
⑩諮問年月日	令和元年7月8日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年11月26日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 条例第7条第2号ウ括弧書き該当性について 警部補以下の階級にある警察官は、職務の実働部隊であり、現場における捜査活動等の中核として各種捜査活動等に従事しており、それらの職員が安心して職務に専念するためには、少なくともその氏名が不開示とされる必要がある。よって、「警部補以下の階級にある警察官」の氏名及び印影に関する情報は、条例第7条第2号ウ括弧書きの規定により、不開示とすることが妥当である。</p> <p>2 条例第7条第5号該当性について 審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に終了しているため、これらの情報を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはないと考えられる。しかしながら、今後、本件以外の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性も考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。 以上のことから、これらの情報は条例第7条第5号に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>3 条例第7条第7号該当性について 当審査会において本件公文書を見分したところ、「警電番号、FAX番号、メールアドレス」等に関する情報が記載されていることが認められる。 これらの情報は、警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話機の電話番号及びメールアドレスであり、またFAX番号は、関係所属等に警察組織内での連絡用に設置されたFAX番号である。 これらの番号を公にした場合、例えば被疑者や関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷のほか、事務妨害等を目的とする架電、文書の送信等の対象となるおそれが高く、これにより通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼし、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 よって、これらの情報は条例第7条第7号に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第113号 概要

①件名	沖公委（備二）第17号及び沖公委（広相）第14号「2016年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年4月19日（平成30年4月23日受理）
③実施機関	沖縄県公安委員会（警察本部警務部警備第二課、広報相談課）
④決定年月日	平成30年6月6日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第7条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当するため
⑦審査請求年月日	平成30年9月3日（平成30年9月5日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	「処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	本件文書にどのような内容が記載されているかは、文書自体が不開示のため把握しかねるが、そもそも本件文書に係る警察職員の援助要求、ないし同要求に基づく沖縄県警察への特別派遣については、現在は既に派遣を終了しており、過去の派遣に係る報告を内容とする本件文書を開示したからとって、何ら警備警察活動に支障を及ぼすものではない。
⑩諮問年月日	令和元年7月8日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年11月26日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断 1 条例第7条第5号該当性 本件公文書を公にした場合、実施機関の主張するとおり、派遣期間から警備の期間を推測することが可能となり、部隊編制、派遣人員、活動時間及び勤務種別から、警備に従事する機動隊員の数、警備態勢、警察の対処能力を推測することが可能になると認められる。 よって、本件公文書を公にすることにより、本件警備に伴う警備態勢、警備状況及び警察の対処能力が明らかとなり、本件警備における特別派遣は終了しているものの、これを研究、分析することで、将来、同様の特別派遣部隊の受け入れを行った場合、犯罪行為を企図する勢力等が、警備に支障を及ぼす行為が可能になると考えられる。 また、本件公文書は、派遣期間中、警備活動が行われた日ごとに作成されており、様式のみを開示した場合、総枚数から派遣総日数が推察されることが認められる。 以上から、本件公文書を公にした場合、今後の警備に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することにつき相当の理由があると認められる。 よって、本件公文書は条例第7条第5号に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>2 実施機関は、本件公文書に記載された情報のうち、機動隊の氏名について条例第7条第5号該当として不開示としている。しかしながら、当該不開示情報は、条例第7条第2号ウ括弧書きの「規則で定める職」の「警部補以下の階級にある警察官の氏名」（沖縄県情報公開条例施行規則第2条）に該当するため、本来は同号に基づき不開示とすべきであった。そのため、実施機関が不開示と判断したことは、結論において妥当である。</p> <p>以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第114号 概要

①件名	沖公委（備二）第18号及び沖公委（広相）第15号「2016年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年4月19日（平成30年4月23日受理）
③実施機関	沖縄県公安委員会（警察本部警務部警備第二課、広報相談課）
④決定年月日	平成30年6月6日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	開示請求に係る公文書は、作成・取得していないため。
⑦審査請求年月日	平成30年9月3日（平成30年9月5日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	「処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	当時の高江の警備活動について、住民らによる抗議運動が行われ、それに対し警察職員が法的根拠なく違法に住民を勾留したり、過剰な警備活動を行っていたこと等が多数の報道により明らかになっていた状況からすれば、当然、警察の立場からは、当時の状況を前提にした警備活動の支障の有無、程度、それに対する警備活動の適法性や警備方針といった事項の検討、協議が当然になされているべきところであるが、そのような記録が一切ないというのは、何らの警備活動の適法性等の根拠を調査検討することもなく、漠然と前記報道で明らかにされたような活動を行っていたことを警察自ら自認するようなものである。
⑩諮問年月日	令和元年7月8日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年11月26日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断 審査会は実施機関に対し、開示請求書に記載された「千葉県警から沖縄県警への派遣された千葉県警機動隊に関する要請やその他連絡を記録した一切の文書」他6件について、記録された文書及びこれに相当する文書の存否について、審査請求人の請求内容に基づいて改めて保有の有無を確認させた。 その結果、当該確認に対する実施機関の「公文書部分開示決定通知書（平成30年6月6日付け、沖公委（備二）第15号）で部分開示した文書しか作成していない」等の回答を受けて、記録された文書及びこれに相当する文書は存在しないことを確認した。 よって、実施機関による該当する資料がなお存在しなかったと判断するに至ったことは、その方法及び結論において不合理・不自然ではなく、本件審査請求の対象となった「千葉県警から沖縄県警への派遣された千葉県警機動隊に関する要請やその他連絡を記録した一切の書類」他6件の文書は存在しないものと認められる。</p> <p>以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第115号 概要

①件名	沖公委（広相）第16号「2016年7月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年4月19日（平成30年4月23日受理）
③実施機関	沖縄県公安委員会（警察本部警務部警備第二課、広報相談課）
④決定年月日	平成30年6月6日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び同条第7号に該当するため
⑦審査請求年月日	平成30年9月3日（平成30年9月5日受理）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	「処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	不開示とされた部分のうち、「通信内容」欄については、その開示された文書のうちの標題をみる限り、ほとんど全てが高江での機動隊員の差別発言や警備活動に対する抗議の意見であることが明らかなど、これら意見については、その意見内容自体が開示されることで、当該個人が特定されるわけでもなく、当該個人の権利利益を害するおそれはない。
⑩諮問年月日	令和元年7月8日（同日受理）
⑪答申年月日	令和元年11月26日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 条例第7条第2号該当性について 当審査会において本件公文書を見分したところ、特別派遣に関して、県警へ意見を発信した「発信者の氏名、連絡先」及び「意見内容」に関する情報が記載されていることが認められる。 まず、「発信者の氏名、連絡先」については、条例第7条第2号で定める個人を識別することができる情報であり、不開示が妥当である。 また、「意見内容」については、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないものの、実施機関が主張するとおり、当該情報は一般に他人に知られたくない情報であると考えられ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、不開示が妥当である。</p> <p>2 条例第7条第2号ウ括弧書き該当性について 警部補以下の階級にある警察官は、職務の実働部隊であり、現場における捜査活動等の中核として各種捜査活動等に従事しており、それらの職員が安心して職務に専念するためには、少なくともその氏名が不開示とされる必要がある。 よって、本件公文書のうち「電話通信用紙」の「受信者・取扱者」欄、「決裁」欄、「日付・時間」欄、「通信内容」欄に記載された「警部補以下の階級にある警察官」の氏名及び印影に関する情報は、条例第7条第2号ウ括弧書きの規定により、不開示が妥当である。</p> <p>3 条例第7条第7号該当性について 当審査会において本件公文書を見分したところ、実施機関が同条第7号該当として不開示とした箇所には、県警へ意見を発信した「発信者」に対して実施機関が回答した内容や、当該意見の種別、会話時間等が記載されており、これらの情報を公にした場合、実施機関の主張するとおり、発信者との信頼関係を損ね、今後、県警に対する意見要望を申し出ること躊躇されるなど、将来の広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 よって、これらの情報は条例第7条第7号に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第116号 概要

①件名	沖縄県諮問環第11号「安和栈橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年6月14日（同日收受）
③実施機関	環境部環境保全課
④決定年月日	令和元年7月22日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び同条第3号に該当するため
⑦審査請求年月日	令和元年8月2日（令和元年8月5日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	処分の一部不開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	開示によって知り得た一部分のみの情報を抜粋し、誤ったニュアンスで取り上げられてしまうと、風評被害だけでなく、セメント製造をはじめとする弊社操業への更なる影響拡大・損害額増大や器物損壊被害、また最悪の場合は人的被害にも至る可能性も考慮し、不開示とさせていただきたい。
⑩諮問年月日	令和元年10月23日（令和元年10月24日收受）
⑪答申年月日	令和2年3月27日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「安和栈橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載された公文書（以下「当該公文書」という。）の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 実施機関から審査請求人に対して出された行政指導文書（「当該文書1」）指導内容及び赤土条例の解釈に係る情報については、新聞報道において、実施機関から審査請求人への当該事業行為に対する栈橋の使用停止や、実施機関及び審査請求人による赤土条例の該当性に係る解釈が掲載されており、既に公にされた情報であると認められることから開示が妥当である。</p> <p>また、実施機関による赤土条例で定める「赤土等」及び「事業行為」の定義、対象及びこれまでの取扱いに係る情報については、あくまで実施機関による赤土条例の該当する条文の解釈及び取扱いを示したものであり、これを公にすることにより「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは認められず、審査請求人に不利益を与える情報ではないことから開示が妥当である。</p> <p>2 審査請求人の製品の赤土条例該当性に係る質問に対する実施機関の回答文書（「当該文書2」）</p> <p>当該文書2は、審査請求人から文書による質問に対し、実施機関が文書で回答したものであり、実施機関による赤土条例で定める「赤土等」及び「事業行為」の定義、対象、該当性及びこれまでの取扱い、審査請求人による赤土条例の該当性に係る解釈等の情報が記載されている。</p> <p>これらの情報についても、上記（1）と同様、これを公にすることにより「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは認められず、審査請求人に不利益を与える情報ではないことから開示が妥当である。</p> <p>3 審査請求人の担当者から実施機関担当者あて送信されたメール（「当該文書3」）及び当該文書3の添付資料である特定日付の写真（当該文書4）</p> <p>当該情報は、審査請求人が実施した安和栈橋敷地内の赤土等流出防止対策に係る概要が示されたものであるが、安和栈橋敷地外からも外観で確認できる程度の内容であるため、既に公にされた情報であると認められることから開示が妥当である。</p> <p>ただし、当該赤土等流出防止対策に係る情報のうち、流出抑制工に係る情報については、審査請求人の技術上のノウハウに関する情報であり、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められることから、不開示とすべきである。</p>

なお、審査請求人は、これらの情報を公にすることにより「開示によって知り得た一部分のみの情報を抜粋し、誤ったニュアンスで取り上げられてしまう」と、風評被害等を受ける可能性を示唆しているが、実際に当該被害が生じるかどうかは不確定であり、当該被害により審査請求人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とまでは言えないことから、不開示とする根拠とはならない。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③県民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたるとともに、無償刊行物の頒布や行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

1 行政情報センターの概要（令和2年3月31日現在）

- (1) 行政資料……………19,319点（内訳は表2参照）
- (2) 面積……………254㎡
- (3) カウンター……………行政資料案内、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口
- (4) 配架新聞……………日本経済新聞、琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報
宮古毎日新聞、八重山毎日新聞、八重山日報
- (5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、新聞閲覧台2台、椅子22脚
- (6) ビデオ等コーナー……………ビデオ17本、CD-R92枚（資料付録は含まず）、
CD5枚、DVD74枚、カセット7本
テーブル2台、椅子8脚
- (7) コピーコーナー……………コイン式
〈平成13年11月料金改定〉
（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉
カラー 80円〈A3版〉
50円〈A4、B4、B5版〉）
- (8) ロッカー……………コイン式15個（100円 使用後返戻式）

2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者数及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者数及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	平成	平成	平成	平成	平成
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
本庁（行政情報センター）	利用者	7,812	6,937	6,565	6,540	6,621
	コピーサービス	30,106	31,434	35,750	31,762	26,512
（宮古行政情報コーナー）	利用者	37	31	24	15	20
（八重山行政情報コーナー）	利用者	20	24	34	6	11
計	利用者	7,869	6,992	6,623	6,561	6,652
	コピーサービス	30,106	31,434	35,750	31,762	26,512

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

当該行政資料の検索に資するため、毎年度「沖縄県刊行物目録」を作成しており、平成18年7月からは「沖縄県行政資料目録検索システム」の構築により、沖縄県のホームページ上で検索が可能である。

表2 行政資料分類別一覧表

(令和2年3月31日現在)

分類名	内容	点数
総記	年鑑・名鑑・基地関係	1,274
人口・土地	人口・土地利用対策基本計画	242
行政	行政計画・財政・税制	4,150
法令	判例体系・現行法規総攬	81
国際交流	国際交流全般・移民関係	248
経済	経済政策・金融	748
防災・安全	消防・災害・交通安全	330
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	230
運輸・通信	陸（海）運・航空・情報通信	141
建設	道路・都市計画・河川・港湾	780
生活	消費生活	266
社会福祉	福祉全般・社会保険	960
自然・環境	気象・公害・自然保護	768
健康・医療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1,181
農林水産業	農林水産業全般・ミバエ	2,334
商工業	商工業全般・リゾート・観光	1,333
労働	雇用・賃金・職業訓練	799
教育・文化	学校教育・社会教育・イベント	2,538
統計	各種統計	721
その他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	195
合計		19,319

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、個人の間「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

新条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり全面施行されました。

以降の改正経緯

(1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。

(2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審査請

求」であったものが「審査請求」に一元化)されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正(平成28年4月1日施行)。

(3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正(平成29年5月30日施行)。

(4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号(指紋データ、旅券番号等)が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正(平成29年7月25日施行)。

(5) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報(要配慮個人情報)を明確化し、個人情報取扱事務登録簿への記載や収集を制限するため、平成30年12月に条例を改正(平成31年7月1日施行)。

2 沖縄県個人情報保護制度の特色

- (1) 前文を設け、条例制定の背景を述べるとともに、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念とも相通ずる「個人の権利利益の保護」という条例の理念を示しています。
- (2) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、収集、管理、利用・提供等、個人情報取扱いのすべての段階にわたる総合的な保護制度としています。
- (3) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、個人情報の本人が自己の情報を知り、かつ、その訂正及び利用停止を求める権利を創設しています。
- (4) 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理されるものを含め、すべての個人情報を対象としています。
- (5) 個人情報の保護に関する民間事業者の責務を明らかにし、個人情報保護のための民間部門の自主的な対応の促進を図っています。
- (6) 民間事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場合には、知事が当該事業者に対し、必要な調査を行い、指導及び助言を行います。
- (7) 制度を適切・公正に運用するため、知事の附属機関として学識経験者等で構成す

る「沖縄県個人情報保護審査会」を設置しています。

- (8) 県の機関（実施機関）の職員等が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を提供又は盗用したとき並びに秘密を漏らした場合は処罰します。

3 沖縄県個人情報保護条例の概要

第1章 総則

(1) 目的（第1条）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関（実施機関）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

(2) 個人情報・要配慮個人情報・特定個人情報（第2条第1項、第2項、第4項）

ア 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則等で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

ウ 「特定個人情報」とは、個人情報のうち番号法第2条第8項に規定するものをいう。

(3) 保有個人情報・保有特定個人情報（第2条第3項、第5項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報又は特定個人情報で

あって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(4) 実施機関（第2条第7項）

この制度を実施する県の機関は、次の13機関である。

- ・ 知事
- ・ 警察本部長
- ・ 人事委員会
- ・ 海区漁業調整委員会
- ・ 病院事業の管理者
- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 労働委員会
- ・ 内水面漁場管理委員会
- ・ 公安委員会
- ・ 監査委員
- ・ 収用委員会
- ・ 公営企業の管理者

(5) 個人情報保護についての責務

ア 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

イ 事業者（県出資法人を含む）の責務（第4条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

ウ 県民の責務（第5条）

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧（第6条）

実施機関は原則として個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(2) 個人情報の収集の制限（第7条）

ア 個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ 要配慮個人情報は原則として収集してはならない。

ウ 個人情報とは原則として本人から収集しなければならない。

(3) 個人情報の利用及び提供の制限（第8条）

原則として、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならない。

(4) 保有特定個人情報の利用及び提供の制限（第8条の2）

原則として、人の生命、身体又は財産の保護のため、本人の同意がある場合を除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用してはならない。また、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。（※「保有特定個人情報」は、番号法で規定されているため。）

(5) オンライン結合による個人情報の提供の制限（第9条）

原則として、公益上の必要があり、必要な保護措置が講じられている場合以外は個人情報（保有特定個人情報を除く。）を提供してはならない。

(6) その他の義務

ア 適切な管理（第10条）

イ 委託等に関する措置（第11条）

ウ 従事者の義務（第12条）

実施機関の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 開示、訂正及び利用停止

(1) 開示請求権（第13条）

未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

(2) 開示請求の手続（第14条）

保有個人情報開示請求書を提出し、自己が開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

(3) 保有個人情報の開示義務・不開示情報（第15条）

条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。不開示情報の類型は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令等の規定により、開示することができないと認められる情報。

イ 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報（第2号）

当該個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報。

ウ 第三者の個人情報（第3号）

当該個人情報に開示請求権者以外の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれるとき。ただし、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる場合等は除く。

エ 法人等に関する情報（第4号）

当該個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより当該法人等、又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

オ 公共の安全等に関する情報（第5号）

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報。

カ 評価等に関する情報（第6号）

診療、指導、相談、選考、その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であり、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。

キ 審議、検討等に関する情報（第7号）

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ク 事務又は事業に関する情報（第8号）

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ケ 本人の利益と相反する情報（第9号）

未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求に係る保有個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

(4) 部分開示（第16条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(5) 裁量的開示（第17条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(6) 保有個人情報の存否に関する情報（第18条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(7) 開示決定等の期限（第20条）

実施機関は、原則として15日以内に開示可否の決定を行わなければならない。やむを得ない理由がある場合には、さらに30日延長することができる。

(8) 口頭開示請求制度（第26条）

資格試験・採用試験の結果等、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭による開示の請求ができる。

(9) 訂正請求権（第29条）

何人も、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(10) 利用停止請求権（第37条、第37条の2）

何人も、開示を受けた自己情報が、収集制限の規定に違反して収集されたと認めるとき等は、その利用停止を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(11) 審査請求（第43条～46条）

審査請求の対象

- ・ 開示請求に対する決定
- ・ 訂正請求に対する決定
- ・ 利用停止請求に対する決定
- ・ 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導及び助言（第47条）

知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。

(2) 指針の作成及び公表（第48条）

知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（ガイドライン）を作成し、公表する。

第5章 個人情報保護審査会

(1) 設置及び組織（第50条）

ア 規定に基づく諮問案件の調査審議

イ 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

ウ 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(2) 調査審議手続の非公開（第55条）

沖縄県個人情報保護審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第6章 雑則

(1) 苦情の処理（第59条）

- (2) 国及び他の地方公共団体との協力（第60条）
- (3) 制度の運用状況の公表（第61条）

第7章 罰則（第63条～第67条）

実施機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された公文書等を提供したとき等は処罰される。

II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求等の受付状況

平成31年度（令和元年度）における開示請求は、前年に比べて57件（2.1%）増の2,759件であった。

口頭による開示請求は、県職員採用試験等の試験結果に関するものである。

表1 個人情報の開示等の受付状況

（単位：件）

区分	開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	是正申出	苦情相談 (事業者)	
	文書	口頭	計						
平成 27 年度	本庁 行政情報センター	40	1,965	2,005	0	0	1	-	0
	出先機関	9	382	391	0	0	0	-	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	54	-	54	0	0	0	-	0
	合 計	103	2,347	2450	0	0	1	-	0
平成 28 年度	本庁 行政情報センター	44	1,973	2,017	0	0	2	2	3
	出先機関	11	698	709	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	107	-	107	0	0	0	0	0
	合 計	162	2,671	2,833	0	0	2	2	3
平成 29 年度	本庁 行政情報センター	27	1,675	1,702	0	0	3	0	3
	出先機関	12	623	635	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	141	-	141	2	0	0	0	0
	合 計	180	2,298	2,478	2	0	3	0	3
平成 30 年度	本庁 行政情報センター	52	1,544	1,596	0	0	0	0	0
	出先機関	22	950	972	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	134	-	134	0	0	0	0	0
	合 計	208	2,494	2,702	0	0	0	0	0
平成 31 年度 (令和 元年度)	本庁 行政情報センター	54	1,337	1,391	0	0	2	0	2
	出先機関	98	1,150	1,248	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	120	-	120	2	0	0	0	0
	合 計	272	2,487	2,759	2	0	2	0	2

(注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。

2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、人事委員会の1,277件が最も多く請求全体の46.3%を占め、次いで教育委員会の1,032件で請求全体の37.4%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況

(単位：件)

実施機関	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度(令和元年度)			
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	
知事	知事公室						2		2	2		2				
	総務部	2	2	4				1	1	10		10	6		6	
	企画部									1		1	3		3	
	環境部		1	1		3	3	1	1	2		1	1	1	3	4
	子ども生活福祉部	14		14	19		19	7		7	23		23	26		26
	保健医療部	4	57	61	10	53	63	6	89	95	12	97	109	90	102	192
	農林水産部		22	22		9	9	1		1						
	商工労働部	1	5	6	2	10	12	2	11	13	2	17	19		18	18
	文化観光スポーツ部		38	38		32	32		30	30		39	39	1	64	65
	土木建築部	3		3	6		6	7		7	12		12	10		10
出納事務局																
小計	24	125	149	37	107	144	26	132	158	62	154	216	137	187	324	
教育委員会	6	312	318	6	655	661	2	537	539	5	863	868	3	1,029	1,032	
選挙管理委員会																
人事委員会	8	1,910	1,918	9	1,909	1,918	9	1,629	1,638	3	1,472	1,475	10	1,267	1,277	
監査委員																
地方労働委員会													1		1	
取用委員会							1		1	2		2				
海区漁業調整委員会																
内水面漁場管理委員会																
公営企業者の管理																
病院事業者の管理	11		11	3		3	1		1	2	5	7	1	4	5	
公安委員会				1		1				1		1	6		6	
警察本部長	54		54	106		106	141		141	133		133	114		114	
合計	103	2,347	2,450	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759	

3 口頭開示実施状況

表3 口頭開示実施状況

整理番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (H31)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	令和1年8月9日 ～ 令和2年4月12日	0
	総合順位 (不合格者のみ)	人事課		
2	行政書士試験	企画部	令和2年1月29日 ～ 令和2年2月28日	0
	総合得点	市町村課		
3	狩猟免許試験	環境部	令和1年9月27日 ～ 令和1年10月25日	3
	知識試験及び技能試験の総得点	自然保護課		
4	クリーニング師試験	保健医療部	令和1年9月24日 ～ 令和1年10月23日	1
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課		
5	調理師試験	保健医療部	令和1年11月27日 ～ 令和1年12月26日	21
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課		
6	ふぐ処理師試験	保健医療部	実施なし	-
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課		
7	製菓衛生師試験	保健医療部	令和1年5月29日 ～ 令和1年6月28日	1
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課		
8	毒物劇物取扱者試験	保健医療部	令和1年9月6日 ～ 令和1年9月12日	1
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課		
9	登録販売者試験	保健医療部	令和2年1月15日 ～ 令和2年2月14日	21
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課		
10	沖縄県立看護大学入学試験 (一般選抜試験)	保健医療部	平成31年4月15日 ～ 令和1年5月14日	57
	大学入試センター試験及び個別学力試験の科目別得点及び合計点並びに総合計点	沖縄県立看護大学		
11	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	令和2年3月11日 ～ 令和2年4月10日	0
	総合得点	営農支援課		
12	農業機械士認定試験	農林水産部	令和2年2月17日 ～ 令和2年3月16日	0
	筆記試験の得点	糖業農産課		
13	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	令和1年8月30日 ～ 令和1年9月30日	0
	筆記試験の得点	畜産課		
14	農業大学校入学試験	農林水産部	令和1年12月26日 ～ 令和2年1月26日	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校		
15	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	令和1年11月29日 ～ 令和1年12月30日	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課		
16	採石業務管理者試験	商工労働部	実施なし	-
	総合得点及び科目別得点	産業政策課		

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (H31)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
17	技能検定試験	商工労働部	令和1年10月4日 ～	18
	技能検定試験	労働政策課	令和2年4月10日	
18	技能検定試験	商工労働部	令和1年8月30日 ～	0
	技能検定試験	宮古事務所	令和2年4月10日	
19	技能検定試験	商工労働部	令和1年10月4日 ～	0
	技能検定試験	八重山事務所	令和2年4月13日	
20	職業訓練指導員試験	商工労働部	令和1年11月27日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	令和1年12月27日	
21	委託訓練生選考試験	商工労働部	令和1年5月24日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和2年4月24日	
22	職業能力開発校入校試験	商工労働部	令和1年9月13日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和2年4月8日	
23	職業能力開発校修了試験	商工労働部	令和1年9月12日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和2年2月26日	
24	技能照査	商工労働部	令和2年1月27日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和2年2月20日	
25	第二種電気工事士養成施設修了試験	商工労働部	令和1年12月20日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和2年4月3日	
26	ガス溶接技能講習修了試験	商工労働部	令和1年5月24日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和2年2月28日	
27	車両系建設機械運転技能講習修了試験	商工労働部	令和1年8月9日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和2年2月28日	
28	液化石油ガス設備士養成施設修了試験	商工労働部	実施なし	-
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校		
29	沖縄県立芸術大学入学試験（一般選抜試験）	文化観光スポーツ部	平成31年4月16日 ～	64
	試験の得点又は段階評価	沖縄県立芸術大学	令和1年5月15日	
30	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～	404
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和2年3月31日	
31	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～	100
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和2年3月31日	
32	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～	105
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和2年3月31日	
33	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～	165
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和2年3月31日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (H31)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
34	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	28
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
35	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	16
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
36	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	7
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課		
37	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	5
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
38	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	117
			(警察官A臨時) 実施なし	—
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位		(警察官B) 平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	145
39	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	80
			(警察官A臨時) 実施なし	—
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位		(警察官B) 平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	95
40	沖縄県教育委員会職員(学芸員、専門員)採用選考試験	教育委員会	実施なし	—
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課		
41	沖縄県教育委員会職員(船員)採用選考試験	教育委員会	令和2年1月21日 ～ 令和2年2月20日	0
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課		
42	沖縄県立中学校の入学者決定	教育委員会	令和2年1月9日 ～ 令和2年2月8日	524
	適正検査、学校独自検査(沖縄県立中学校入学者決定方針(平成18年6月21日付け沖縄県教育委員会決定))及び作文の得点並びに合計得点	各県立中学校		

整理番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (H31)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
43	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜	教育委員会	平成31年4月1日 ～ 平成31年4月25日 令和2年3月25日 ～ 令和2年3月31日	484
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校		
44	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学者選抜	教育委員会	令和2年2月15日 ～ 令和2年3月14日	1
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校		
45	沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学者選抜	教育委員会	令和2年2月3日 ～ 令和2年3月2日	20
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県沖縄高等特別支援学校		
46	職員選考採用試験	病院事業局	令和1年8月16日 ～ 令和2年3月31日	4
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課		

- 整理番号1～29は、令和元年7月16日沖縄県告示第226号
- 整理番号30～39は、平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- 整理番号40～45は、平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- 整理番号46は、平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号

4 個人情報の請求処理状況

(1) 開示請求

表4 開示請求の処理状況

(単位：件)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度（令和元年度）				
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計		
請求件数	103	2,347	2,450	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759		
処理状況	決定内容	開示	23	2,347	2,370	38	2,671	2,709	42	2,298	2,340	61	2,494	2,555	124	2,487	2,611
		部分開示	75	0	75	112	0	112	114	0	114	137	0	137	124	0	124
		不開示	9	0	9	10	0	10	25	0	25	8	0	8	7	0	7
		不存在	11	0	11	19	0	19	18	0	18	37	0	37	21	0	21
	小計	118	2,347	2,465	179	2,671	2,850	199	2,298	2,497	243	2,494	2,737	276	2,487	2,763	
取下げ	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	3		
検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
合計	119	2,347	2,466	179	2,671	2,850	200	2,298	2,498	243	2,494	2,737	280	2,487	2,767		

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、請求件数と処理状況の合計は一致しない。

(2) その他の請求等

表5 その他の請求の処理状況

(単位:件)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	
訂正請求	請求件数	0	0	2	0	2	
	処理状況	訂正	0	0	0	0	1
		不訂正	0	0	2	0	1
利用停止請求	請求件数	0	0	0	0	0	
	処理状況	利用停止	0	0	0	0	0
		利用不停止	0	0	0	0	0
苦情申出	受付件数	1	5	6	0	4	
	処 理	1	5	6	0	4	

5 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、条例第15条各号に該当し、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表6 不開示事項別の該当件数

(単位:件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
第1号 法令秘情報	1	0	0	4	0
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報		5	0	4	8
第3号 個人に関する情報	42	110	146	179	119
第4号 法人等に関する情報	30	3	3	1	1
第5号 公共の安全等に関する情報	4	1	20	7	6
第6号 評価等に関する情報	24	19	0	7	9
第7号 審議、検討等に関する情報	16	1	0	6	0
第8号 事務又は事業に関する情報	26	81	74	119	99
第9号 本人の利益と相反する情報	0	0	0	0	1
合 計	143	220	243	327	243

注1 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあるため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

注2 第2号は平成27年度の条例改正により追加された事項

6 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表7 不服申立ての処理状況（開示可否等の決定）

（単位：件）

区分 年度	不服 申立	取下げ	未処理	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				重要事項 (不服申立以外)		重要事項 含む審議 回数
					審議 回数	答申	認容		棄却	却下	諮問	答申	
							全部	一部					
H27	7 (1)	0	1	6 (1)	8	3 (1)	0	1 (0)	2 (1)	0	5 (2)	5 (2)	13
H28	5 (4)	0	0	5 (3)	7	4 (3)	0	1 (1)	3 (2)	0	3 (0)	2 (0)	10
H29	8 (0)	0	0	8 (0)	5	1 (0)	0	0	1 (0)	0	2 (1)	2 (1)	7
H30	11 (7)	0	0	11 (7)	12	10 (6)	1 (0)	1 (1)	8 (5)	0	13 (0)	2 (0)	12
H31(R1)	9 (0)	0	0	9 (0)	11	8 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	0	13 (11)	13 (11)	11

※ 括弧は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

※ 平成26年の行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）により、審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されたが、経過措置により、平成27年度以前に処分された件については、従前の規定が適用されるため、本表においては、「不服申立」として表記している。

- 平成27年度の不服申立てに係る諮問済6件のうち、3件について答申した。
この他、重要事項5件（特定個人情報評価の第三者点検2件（H26諮問済）、目的外提供2件、条例改正1件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 平成28年度の不服申立てに係る諮問済5件全てについて答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しない。）。
この他、重要事項3件（目的外提供1件、条例改正1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、条例改正1件）について答申した。
- 平成29年度の審査請求に係る諮問済8件のうち、1件について答申した。
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件（H28諮問済）、目的外提供1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、目的外提供1件）について答申した。
- 平成30年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、10件について答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しない。）。
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件、個人情報保護制度関係11件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件）について答申した。
- 平成31年度（令和元年度）の審査請求に係る諮問済9件について、8件について答申した。
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、個人情報保護制度関係12件）の諮問があり、全てについて答申した。

7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として条例第53条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。

審査会の委員の任期は2年、平成31年度（令和元年度）の審査会開催回数は11回となっている。

表8 沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

任期：平成31年2月27日～令和3年2月26日（2年）（令和2年3月31日現在）

氏名	役職等	備考
高良 祐之	弁護士	会長職務代理者
天願 健	名桜大学上級准教授	
前津 榮健	沖縄国際大学学長	会長
宮城 さつき	フリーアナウンサー	
安井 琢磨	弁護士	

表9 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
平成31年4月11日	第169回	(1) 【重】漁調委第145号（個人情報の収集に関する例外事項について） (2) 【重】沖選管第766号（要配慮個人情報の収集禁止の解除について） (3) 【重】沖縄県教育委員会諮問第3号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (4) 【重】監第863号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (5) 【重】人委第564号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (6) 【重】企業総第1639号（要配慮個人情報を収集する事務について） (7) 【重】病総第484号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (8) 【重】沖収委第258号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (9) 【重】沖労委第498号（要配慮個人情報を収集する事務について） (10) 【重】沖広相第993号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (11) 【重】沖縄県諮問総第8号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）
令和元年5月9日	第170回	(1) 【重】漁調委第145号（個人情報の収集に関する例外事項について） (2) 【重】沖選管第766号（要配慮個人情報の収集禁止の解除について） (3) 【重】沖縄県教育委員会諮問第3号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (4) 【重】監第863号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (5) 【重】人委第564号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (6) 【重】企業総第1639号（要配慮個人情報を収集する事務について） (7) 【重】病総第484号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (8) 【重】沖収委第258号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について） (9) 【重】沖労委第498号（要配慮個人情報を収集する事務について）

		<p>(10) 【重】 沖広相第993号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(11) 【重】 沖縄県諮問総第8号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(12) 【重】 内水委第15号（個人情報の収集に関する例外事項について）</p>
令和元年5月30日	第171回	<p>(1) 【重】 漁調委第145号（個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(2) 【重】 沖選管第766号（要配慮個人情報の収集禁止の解除について）</p> <p>(3) 【重】 沖縄県教育委員会諮問第3号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(4) 【重】 監第863号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(5) 【重】 人委第564号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(6) 【重】 企業総第1639号（要配慮個人情報を収集する事務について）</p> <p>(7) 【重】 病総第484号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(8) 【重】 沖収委第258号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(9) 【重】 沖労委第498号（要配慮個人情報を収集する事務について）</p> <p>(10) 【重】 沖広相第993号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(11) 【重】 沖縄県諮問総第8号（要配慮個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(12) 【重】 内水委第15号（個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(13) 沖縄県諮問子第1号（実父（戦没者）に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）</p> <p>(14) 沖縄県諮問子第2号（叔父（戦没者）に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）</p> <p>(15) 沖縄県諮問子第3号（実父（戦没者）及び叔父（戦没者）に関する第四回特別弔慰金以降の関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）</p>
令和元年6月13日	第172回	<p>(1) 【重】 漁調委第145号（個人情報の収集に関する例外事項について）</p> <p>(2) 【重】 沖選管第766号（要配慮個人情報の収集禁</p>

		<p>止の解除について)</p> <p>(3) 【重】 沖縄県教育委員会諮問第3号 (要配慮個人情報収集に関する例外事項について)</p> <p>(4) 【重】 監第863号 (要配慮個人情報収集に関する例外事項について)</p> <p>(5) 【重】 人委第564号 (要配慮個人情報収集に関する例外事項について)</p> <p>(6) 【重】 企業総第1639号 (要配慮個人情報収集する事務について)</p> <p>(7) 【重】 病総第484号 (要配慮個人情報収集に関する例外事項について)</p> <p>(8) 【重】 沖収委第258号 (要配慮個人情報収集に関する例外事項について)</p> <p>(9) 【重】 沖労委第498号 (要配慮個人情報収集する事務について)</p> <p>(10) 【重】 沖広相第993号 (要配慮個人情報収集に関する例外事項について)</p> <p>(11) 【重】 沖縄県諮問総第8号 (要配慮個人情報の収集に関する例外事項について)</p> <p>(12) 【重】 内水委第15号 (個人情報の収集に関する例外事項について)</p> <p>(13) 沖縄県諮問子第1号 (実父 (戦没者) に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(14) 沖縄県諮問子第2号 (叔父 (戦没者) に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(15) 沖縄県諮問子第3号 (実父 (戦没者) 及び叔父 (戦没者) に関する第四回特別弔慰金以降の関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(16) 沖縄県諮問子第4号 (面接記録票等に係る部分開示決定に対する審査請求)</p>
令和元年7月18日	第173回	<p>(13) 沖縄県諮問子第1号 (実父 (戦没者) に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(14) 沖縄県諮問子第2号 (叔父 (戦没者) に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(15) 沖縄県諮問子第3号 (実父 (戦没者) 及び叔父 (戦没者) に関する第四回特別弔慰金以降の関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(17) 沖公委 (生企) 第110号・沖公委 (広相) 第12号</p>

		<p>(警察署保護室の監視カメラ映像に係る不開示決定に対する審査請求)</p> <p>(18) 【重】 沖縄県諮問総第1号 (「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) 」に係る第三者点検について)</p>
令和元年8月8日	第174回	<p>(13) 沖縄県諮問子第1号 (実父 (戦没者) に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(14) 沖縄県諮問子第2号 (叔父 (戦没者) に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(15) 沖縄県諮問子第3号 (実父 (戦没者) 及び叔父 (戦没者) に関する第四回特別弔慰金以降の関係書類に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(16) 沖縄県諮問子第4号 (面接記録票等に係る部分開示決定に対する審査請求)</p> <p>(17) 沖公委 (生企) 第110号・沖公委 (広相) 第12号 (警察署保護室の監視カメラ映像に係る不開示決定に対する審査請求)</p> <p>(18) 【重】 沖縄県諮問総第1号 (「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) 」に係る第三者点検について)</p>
令和元年9月11日	第175回	<p>(16) 沖縄県諮問子第4号 (面接記録票等に係る部分開示決定に対する審査請求)</p> <p>(19) 沖縄県諮問保第1号 (医療安全相談センターに相談した内容に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p>
令和元年10月17日	第176回	<p>(17) 沖公委 (生企) 第110号・沖公委 (広相) 第12号 (警察署保護室の監視カメラ映像に係る不開示決定に対する審査請求)</p> <p>(19) 沖縄県諮問保第1号 (医療安全相談センターに相談した内容に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p> <p>(20) 沖公委 (広相) 第34号 (苦情調査結果通知書に関する報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求)</p> <p>(21) 沖公委 (広相) 第36号 (特定日に警察署で私を対応した記録に係る不開示決定 (不存在) に対する審査請求)</p>

令和元年11月8日	第177回	(17) 沖公委（生企）第110号・沖公委（広相）第12号（警察署保護室の監視カメラ映像に係る不開示決定に対する審査請求） (19) 沖縄県諮問保第1号（医療安全相談センターに相談した内容に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求） (20) 沖公委（広相）第34号（苦情調査結果通知書に関する報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求） (21) 沖公委（広相）第36号（特定日に警察署で私を対応した記録に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）
令和元年12月19日	第178回	(19) 沖縄県諮問保第1号（医療安全相談センターに相談した内容に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求） (20) 沖公委（広相）第34号（苦情調査結果通知書に関する報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求） (21) 沖公委（広相）第36号（特定日に警察署で私を対応した記録に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）
令和2年3月5日	第179回	(22) 沖縄県諮問子第23号（特定年度における私に関する情報で、別途開示を受けたもの以外の情報に係る部分開示決定に対する審査請求）

※【重】は重要事項の諮問に係る審議

8 不服申立ての処理状況一覧

表10 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て 年 月 日	該当公文書	原 決 定	不開示 根拠 (条例第15 条各号等)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	H29.1.2 知事 保護・援護課 (沖縄県諮問子 第1号)	実父(戦没者)に 関する第6回特別 弔慰金関係書類	① H28.10.12 ② H28.11.1 ③ 不開示(不 存在)	不存在	保有していないため。	① H31.4.19 ② R1.8.19 ③ 第81号 ④ 不開示決定は妥当	① R1.8.23 ② 棄却	併合 審理
	H29.1.2 知事 保護・援護課 (沖縄県諮問子 第2号)		① H28.10.12 ② H28.11.1 ③ 不開示(不 存在)			① H31.4.19 ② R1.8.19 ③ 第82号 ④ 不開示決定は妥当	① R1.8.23 ② 棄却	
3	H29.1.2 知事 保護・援護課 (沖縄県諮問子 第3号)	実父(戦没者)及 び叔父(戦没者) に関する第四回特 別弔慰金以降の関 係書類	① H28.10.12 ② H28.11.1 ③ 不開示(不 存在)	不存在	保存期間満了のため、 保有していないため。	① H31.4.22 ② R1.8.19 ③ 第83号 ④ 存在が確認できた 書類の開示等決定 をすべき。	① R1.8.23 ② 一部認容	
4	H30.12.25 知事 保護・援護課 (沖縄県諮問子 第4号)	面接記録票等	① H30.11.12 ② H30.12.25 ③ 部分開示	第15条 第3号 第15条 第6号	開示請求者以外の個人 に関する情報 評価等に関する情報	① R1.5.15 ② R1.9.12 ③ 第84号 ④ 審査会が不開示が 妥当と判断した箇 所以外は開示すべ き。	① R1.9.30 ② 一部認容	
	H31.3.7 公安委員会 広報相談課(沖 公委(生企)第 110号、沖公委 (広相)第12 号)		警察署保護室の監 視カメラ映像	① H30.12.21 ② H31.2.7 ③ 不開示	第15条 第5号	公共の安全等に関する 情報	① R1.5.24 ② R1.11.12 ③ 第85号 ④ 不開示決定は妥当 であるが、裁量的 開示についても検 討すべき。	① R1.11.22 ② 棄却
6	R1.6.12 知事 医療政策課(沖 縄県諮問保第1 号)	①医療安全相談セ ンターに相談した 内容 ②病院から送信さ れたアンケート	① R1.5.14 ② R1.5.28 ③ 不開示	不存在	①開示請求者の氏名が 記載された相談記録は 存在しない。 ②開示請求のあった日 には保有していなかつ た。	① R1.7.23 ② R1.12.24 ③ 第86号 ④ 審査請求人を本人 とする保有個人情報 を特定し、改めて 開示決定等をすべ きである。	① R2.1.15 ② 一部認容	
	R1.7.5 公安委員会 広報相談課 (沖公委(広 相)第34号)		苦情調査結果通知 書に関する報告書 等	① R1.5.23 ② R1.6.10 ③ 部分開示	第15条 第2号 第15条 第3号ウ 第15条 第8号	開示請求者の生命等 を害するおそれのある情 報 警部補以下の職員氏名 事務又は事業に関する 情報	① R1.9.6 ② R1.12.24 ③ 第87号 ④ 審査会が不開示が 妥当と判断した箇 所以外は開示すべ き。	① R2.2.3 ② 一部認容
8	R1.6.27 公安委員会 広報相談課(沖 公委(広相)第 36号)	特定日に警察署で 私を対応した記録	① R1.6.3 ② R1.6.17 ③ 不開示(不 存在)	不存在	当該請求に係る公文書 は作成・取得してい ない	① R1.9.17 ② R1.12.24 ③ 第88号 ④ 不開示決定は妥当	① R2.1.24 ② 棄却	
	R1.12.4 知事 保護・援護課 (沖縄県諮問子 第23号)		特定年度における 私に関する情報 で、別途開示を受 けたもの以外の全 ての情報	① R1.8.21 ② R1.9.4 ③ 部分開示	第15条 第3号 第15条 第6号	開示請求者以外の個人 に関する情報 評価等に関する情報	① R2.2.19 ② ③ ④	① ②
10	R2.1.28 公安委員会 広報相談課(沖 公委(広相)第 16号)	特定日に父が亡く なったときの死体 発見報告書	① R1.11.1 ② R1.11.14 ③ 部分開示	第15条 第3号ウ 第15条 第3号 第15条 第5号 第15条 第8号	警部補以下の職員氏 名・印影 開示請求者以外の個人 に関する情報 公共の安全等に関する 情報 事務又は事業に関する 情報	① ② ③ ④	① ②	継 続 案 件

9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

沖縄県個人情報保護審査会答申第68号～第79号 概要

①件名	要配慮個人情報の収集に関する例外事項について
②諮問機関	知事 (答申第68号) 労働委員会 (答申第74号) 教育委員会 (答申第69号) 収用委員会 (答申第75号) 警察本部長 (答申第70号) 海区漁業調整委員会 (答申第76号) 選挙管理委員会 (答申第71号) 内水面漁場管理委員会 (答申第77号) 監査委員 (答申第72号) 企業局長 (答申第78号) 人事委員会 (答申第73号) 病院事業局長 (答申第79号)
③諮問理由	沖縄県個人情報保護条例第7条第2項に規定する要配慮個人情報の収集禁止について、事務上必要な情報については例外的に収集する必要があることから、個人情報取扱事務及び収集する要配慮個人情報の種類について、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要がある。
④諮問年月日	知事 (平成31年3月29日 沖縄県諮問総第8号) 教育委員会 (平成31年2月21日 沖縄県教育委員会諮問第3号) 警察本部長 (平成31年3月5日 沖広相第993号) 選挙管理委員会 (平成31年2月21日 沖選管第766号) 監査委員 (平成31年2月21日 監第863号) 人事委員会 (平成31年2月21日 人委第564号) 労働委員会 (平成31年2月27日 沖労委第498号) 収用委員会 (平成31年2月25日 沖収委第258号) 海区漁業調整委員会 (平成31年2月18日 漁調委第145号) 内水面漁場管理委員会 (令和元年5月8日 内水委第15号) 企業局長 (平成31年2月21日 企業総第1639号) 病院事業局長 (平成31年2月21日 病総第484号)
⑤答申年月日	令和元年7月1日
⑥答申内容	○審査会の結論 1 要配慮個人情報の収集に関する例外事項について 「共通事務」(別紙1)又は「個別事務」(別紙2)に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認める。 なお、共通事務への該当性の判断に当たっては、要配慮個人情報の収集制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する要配慮個人情報の内容や必要性を十分に検討し厳格に判断すること。 また、共通事務のうち、どの項目に該当するか判断が困難な場合には、審査会と協議する等適切な対応を図ること。 2 例外事項を認めるに当たっての留意事項 (1) 個別事案が類型に該当するかどうかの判断に当たっては、常に個人の権利利益の侵害の防止に留意し、安易に類型の対象とすることがないように慎重な対応を心掛けること。 (2) 要配慮個人情報のうち、とりわけ、人種、信条、社会的身分に関する情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。

沖縄県個人情報保護審査会答申第80号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（総務部税務課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当
④諮問年月日	令和元年7月5日（沖縄県諮問総第1号）
⑤答申年月日	令和元年8月9日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切であると認められる。</p> <p>(2) 妥当性について</p> <p>総務部税務課は、特定個人情報保護評価の対象となる沖縄県税務事務トータルシステムに関する事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができることから適切である。</p> <p>(3) 重要事項の変更について</p> <p>委託事項4（滞納整理支援システム保守業務委託）については、保守業務委託を追加する内容となっているが、沖縄県滞納整理支援システム開発業務調達仕様書の内容を確認すると、漏えい等のリスク増加が懸念されるような内容にはなっておらず、妥当性が認められる。</p> <p>リスク対策として、滞納整理支援システムは統合宛名システムとは接続しない仕組みを構築し、リスク軽減措置を講じていると認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について</p> <p>評価書については、前記のとおり特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。</p> <p>今後においても、特定個人情報を扱う委託先を含めた従業者に対する適切かつ十分なセキュリティ教育・訓練を定期的実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第81号 概要

①件名	実父（戦没者）に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月12日（受理：平成28年10月18日）
③実施機関	沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課
④決定年月日	平成28年11月1日（子平第707号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦審査請求年月日	平成29年1月2日
⑧審査請求の趣旨	開示請求文書について、写しの有無及びこれまでに一度も保管したことがないのか、再度確認、審査して貰いたい。
⑨審査請求理由要旨	請求書類が破棄されているのであれば、廃棄文書一覧表等を確認するとともに、紛失、盗難、文書毀棄罪を念頭に審査して頂きたい。
⑩諮問年月日	平成31年4月19日（沖縄県諮問子第1号）
⑪答申年月日	令和元年8月19日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成28年11月1日付け子平第707号による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書の存否について</p> <p>ア 国庫債券印鑑等届出書については写しを取らず、関係機関を経由して日本銀行へ保存されるため、保有していない。</p> <p>イ 委任状については、通常、請求書と一緒に保存するが、本件では当初から請求書に添付されていないため、保有していない。</p> <p>ウ 裁定通知書については、写しを取らず、市町村経由で請求者へ送付されるため、保有していない。</p> <p>エ 国債証券受領書については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>オ 国債証券受領書原符については、作成・保有しておらず、不存在である。</p> <p>カ 廃棄文書一覧については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>(2) 妥当性の判断 本件公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、本件公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p> <p>(3) 付言 本件審査請求は、平成29年1月2日付けで提出されており、約2年3ヶ月もの間、手続がなされていなかった。 今後は、手続を迅速に行うよう改善を要望する。 また、審査請求に係る手続が終了したと誤認することがないように、事務手続の見直しに努めるよう要望する。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第82号 概要

①件名	叔父（戦没者）に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月12日（受理：平成28年10月18日）
③実施機関	沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課
④決定年月日	平成28年11月1日（子平第708号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦審査請求年月日	平成29年1月2日
⑧審査請求の趣旨	開示請求文書について、写しの有無及びこれまでに一度も保管したことがないのか、再度確認、審査して貰いたい。
⑨審査請求理由要旨	請求書類が破棄されているのであれば、廃棄文書一覧表等を確認するとともに、紛失、盗難、文書毀棄罪を念頭に審査して頂きたい。
⑩諮問年月日	平成31年4月19日（沖縄県諮問子第2号）
⑪答申年月日	令和元年8月19日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成28年11月1日付け子平第708号による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書の存否について</p> <p>ア 国庫債券印鑑等届出書については、写しを取らず、関係機関を経由して日本銀行へ保存されるため、保有していない。</p> <p>イ 委任状については、通常、請求書と一緒に保存するが、本件では当初から請求書に添付されていないため、保有していない。</p> <p>ウ 裁定通知書については、写しを取らず、市町村経由で請求者へ送付されるため、保有していない。</p> <p>エ 国債証券受領書については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>オ 廃棄文書一覧については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>(2) 妥当性の判断 本件公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、本件公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。 しかしながら、本件処分において、委任状及び国債証券受領書に係る不存在の理由が記載されていないことは、不適切であった。</p> <p>(3) 付言 本件審査請求は、平成29年1月2日付けで提出されており、約2年3ヶ月もの間、手続がなされていなかった。 今後は、手続を迅速に行うよう改善を要望する。 また、審査請求に係る手続が終了したと誤認することがないように、事務手続の見直しに努めるよう要望する。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第83号 概要

①件名	実父（戦没者）及び叔父（戦没者）に関する第四回特別弔慰金以降の關係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月12日（受理：平成28年10月18日）
③実施機関	沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課
④決定年月日	平成28年11月1日（子平第709号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦審査請求年月日	平成29年1月2日
⑧審査請求の趣旨	開示請求文書について、写しの有無及び保存期間満了であれば、文書保存年限に関する法律等について、再度確認、審査してもらいたい。
⑨審査請求理由要旨	請求書類が破棄されているのであれば、廃棄文書一覧表等を確認するとともに、紛失、盗難、文書毀棄罪を念頭に審査して頂きたい。
⑩諮問年月日	平成31年4月22日（沖縄県諮問子第3号）
⑪答申年月日	令和元年8月19日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成28年11月1日付け子平第709号による保有個人情報不開示決定については、存在が確認できた第八回特別弔慰金に係る送付状及び書留・特定記録郵便物等受領書の開示等決定をすべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書の存否について</p> <p>ア 裁定通知書については、写しを取らず、市町村経由で請求者へ送付されるため、保有していない。</p> <p>イ 送付状については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。なお、第八回特別弔慰金分については、存在を確認できた。</p> <p>ウ 書留・特定記録郵便物等受領書については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。なお、第八回特別弔慰金分については、存在を確認できた。</p> <p>エ 廃棄文書一覧については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。なお、第八回特別弔慰金分については廃棄手続を行っていないため、廃棄文書一覧は存在しない。</p> <p>(2) 妥当性の判断 存在が確認された文書を除く本件公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、存在が確認された文書を除く本件公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。 なお、存在が確認された第八回特別弔慰金に係る送付状及び書留・特定記録郵便物等受領書は、速やかに開示等決定をすべきである。</p> <p>(2) 付言 本件審査請求は、平成29年1月2日付けで提出されており、約2年3ヶ月もの間、手続がなされていなかった。 今後は、手続を迅速に行うよう改善を要望する。 また、審査請求に係る手続が終了したと誤認することがないよう、事務手続の見直しに努めるよう要望する。 なお、公文書については関係規定に基づく適切な処理が求められることから、今後は、沖縄県文書編集保存規程に基づく文書の保存及び廃棄の手続を遵守するよう要望する。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第84号 概要

①件名	面接記録票等に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年11月12日（受理：平成30年11月12日）
③実施機関	子ども生活福祉部南部福祉事務所
④決定年月日	平成30年12月25日（南福第530号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>条例第15条第3号：開示請求者以外の個人に関する情報</p> <p>条例第15条第6号：個人の評価又は判断を伴う個人情報であり、開示することで当該事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるため。</p>
⑦審査請求年月日	平成31年12月25日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	事実の確認が必要なため。
⑩諮問年月日	令和元年5月15日（沖縄県諮問子第4号）
⑪答申年月日	令和元年9月12日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成30年12月25日付け南福第530号による保有個人情報部分開示決定については、別表の「審査会判断」の項目中「不開示」と記載の箇所以外については開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、平成30年6月及び7月に審査請求人が南部福祉事務所に来所した際に作成された「面接記録票」と、生活保護申請以降から記録された「ケース記録票」である。</p> <p>(2) 条例第15条第3号該当性について</p> <p>実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした箇所を確認すると、審査請求人が知ることができる情報及び公務員の氏名まで不開示とされているため、条例第15条第3号に該当する部分以外は開示すべきである。</p> <p>(2) 条例第15条第6号該当性について</p> <p>実施機関が条例第15条第6号に基づき不開示とした箇所を確認すると、同号に該当すると認められる箇所がないことから、開示すべきである。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第85号 概要

①件名	警察署保護室の監視カメラ映像に係る不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年12月21日（受理：平成30年12月25日）
③実施機関	沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
④決定年月日	平成31年2月7日（沖生企第1038号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	条例第15条第5号：公共の安全等に関する情報
⑦審査請求年月日	平成31年3月7日（受理：平成31年3月8日）
⑧審査請求の趣旨	審査請求に係る処分を取り消し、公開するとの決定を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) ビデオのどのような内容が写っている部分が、どのような意味で公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすのか全く記載されていない。</p> <p>(2) 本件ビデオは、刑事法の執行（司法警察）に関わるものではないし、一般に公にしても、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れは全くないものである。</p>
⑩諮問年月日	令和元年5月24日（沖公委（生企）第110号・沖公委（広相）第12号）
⑪答申年月日	令和元年11月12日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、平成31年2月7日付け沖生企第1038号による保有個人情報不開示決定については、結論において妥当であるが、裁量的開示についても検討すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について 本件公文書は、保護室内部を撮影した映像及び保護室入り口を撮影した映像であることを確認した。</p> <p>(2) 条例第15条第5号該当性について 本件公文書を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第15条第5号に該当すると判断した。 また、要保護者の奪還や保護室に対する襲撃の実数や事例については、回数は少なくとも発生した事実があることから、今後も発生する危険性も否定できず、開示することで公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと実施機関が判断したことは妥当であると思慮される。 なお、審査会としては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼさない部分の開示が望ましいと考えるが、警察における現在の編集能力では、保護室の構造やドア、窓、壁等の素材等、不開示情報を除いて該当箇所のみを抜き出す技術も機材もないとの実施機関からの説明があり、本件公文書全体が不開示情報となることはやむを得ないものである。</p> <p>○裁量的開示の検討について 本件においては、泥酔による危害から安全を確保するために保護したものの、保護室内で負傷するという事態になり、本来安全であるはずの保護室で何故負傷したのか、泥酔のため負傷当時のことを覚えていない審査請求人が疑問に思うことは理解できるものである。 したがって、本件公文書は条例第15条第5号に該当する不開示情報ではあるが、保護室内における負傷という事実を考慮し、保護室内部を撮影した映像のうち負傷したことが分かる部分について、条例第17条に基づく裁量的開示として、保有個人情報の写しの交付ではなく該当部分を閲覧させることを検討すべきである。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第86号 概要

①件名	医療安全相談センターに相談した内容に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年5月14日（受理：令和元年5月14日）
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部医療政策課）
④決定年月日	令和元年5月28日（保医第218号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	(1) 平成29年4月の当センターの相談記録に、請求者の氏名等が記載された内容は存在しないため。 (2) 開示請求のあった日には保有していなかったため。
⑦審査請求年月日	令和元年6月12日（受理：令和元年6月12日）
⑧審査請求の趣旨	(1) 記録が存在しないと言う事は納得できない。
⑨審査請求理由要旨	(1) 平成29年4月沖縄県医療安全相談センターに行き、まちがいがなく相談した。私の名前がないという事で記録が存在しないと言う事は納得できない。私だと言う立証する証拠が他の記録にもあるはず。
⑩諮問年月日	令和元年7月23日（沖縄県諮問保第1号）
⑪答申年月日	令和元年12月24日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年5月28日付け保医第218号による保有個人情報不開示決定については、審査請求人を本人とする保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要） (1) 個人情報の特定の基準について 条例の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則であるが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。 特別の調査をしなければ入手し得ないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点から、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが求められる。</p> <p>(2) 審査請求人の主張の検討について ア 審査請求人は、県の駐車場入口で駐車券を渡していると主張しているが、県庁地下駐車場利用時に発行される駐車場整理票を確認したところ、平成29年4月の駐車場整理票に審査請求人の名前・車両番号が記載された記録はなかった。 イ 審査請求人は、別件の保有個人情報開示請求において、令和元年5月相談処理票の部分開示決定を受けており、当該相談処理票中には、「平成29年4月に当センターに相談した。」との記載がある。 また、当該相談処理票には、「対象病院：○病院」「対象患者：母親」「相談内容：母のカルテ開示」といった内容が記載されていることから、実施機関が保有する平成29年4月分の医療安全相談処理票に同様の記載がないか確認させたところ、1件の医療安全相談処理票（以下「平成29年4月相談処理票」という。）の提示を受けた。 平成29年4月相談処理票を確認すると、相談者氏名は空白であるものの、「対象病院」「対象患者」「相談内容」が一致しており、また、入院期間についても、入院始期は数か月のずれがあるものの入院終期については一致した。</p> <p>(3) 本件公文書の特定について 上記の通り、審査請求人の来庁及び相談実施の証明はできないものの、令和元年5月相談処理票と平成29年4月相談処理票の記載内容が一致していることから、平成29年4月相談処理票を本件公文書と特定し、改めて開示決定等をすべきである。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第87号 概要

①件名	苦情調査結果通知書に関する報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年5月23日（受理：令和元年5月27日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部監察課）
④決定年月日	令和元年6月10日（沖監第2069号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 条例第15条第2号に該当 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある。</p> <p>(2) 条例第15条第3号ウに該当 沖縄県個人情報保護条例施行規則第1条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に基づき、開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>(3) 条例第15条第8号に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
⑦審査請求年月日	令和元年7月5日（受理：令和元年7月5日）
⑧審査請求の趣旨	部分開示決定に不服がある。
⑨審査請求理由要旨	<p>1. 県警当局に何らの不都合もなく、処分を受けた警察官もいないため、苦情申出人が「逆恨み」などによる危害を被ることは考え難く、黒塗りになる理由はない。</p> <p>2. 措置方針不開示と措置結果不記載が適正であるならば、監察対象になるものではないという判断に矛盾のない説明を求める。</p>
⑩諮問年月日	令和元年9月6日（沖公委（広相）第34号）
⑪答申年月日	令和元年12月24日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年6月10日付け沖監第2069号による保有個人情報部分開示決定については、別紙2記載の箇所以外は開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要） (1) 本件公文書について 実施機関が部分開示決定を行った本件公文書は、法定苦情の事実調査結果及び措置の状況を、沖縄県警察苦情処理要領第8に基づき、担当警部から警務部長及び県警本部長を経由し、公安委員会へ報告する際の文書であることを確認した。</p>

(2) 条例第15条第2号について

ア 本号の趣旨

本号は、「開示請求者（中略）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」については不開示とする旨規定している。保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、不開示情報と定めたものである。

イ 該当性の判断

本件公文書②における不開示とされた箇所は、実施機関の説明では審査請求人も周知の事実であるとのことであり、開示することで審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれはないと思慮されることから条例第15条第2号に該当せず、開示が妥当である。

(3) 条例第15条第3号ウについて

ア 条例第15条第3号ウの趣旨

条例第15条第3号ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を不開示とはしない旨規定しているが、例外的に取り扱う場合として括弧書き（開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）を定めている。

イ 条例第15条第3号ウで定める規則について

沖縄県個人情報保護条例施行規則において条例第15条第3号ウの規則で定める職は、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と定めている。

警部補以下の階級にある警察官は、職務の実働部隊であり、現場における捜査活動等の中核として各種捜査活動等に従事しており、それらの職員が安心して職務に専念するためには、少なくともその氏名が不開示とされる必要がある。

ウ 該当性の判断

本件公文書②における不開示とされた箇所は警部補以下の職員氏名であり、条例第15条第3号ウ括弧書きに該当し、不開示が妥当である。

(4) 条例第15条第8号について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

イ 該当性の判断

(ア) 本件公文書①における不開示とされた箇所は、「起案者」欄に記載された警電番号であり、警電番号は一般に公表されており、実施機関内部や関係機関との連絡に使用されるものであり、開示することで実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第15条第8号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件公文書②における不開示とされた箇所は、1枚目「取扱

担当者」欄に記載された警電番号、3枚目中段から15枚目までの「調査結果」欄及び15枚目から16枚目までの「措置方針」欄の部分である。

警電番号は、上述のとおり条例第15条第8号に該当し、不開示が妥当である。

3枚目中段から15枚目までの「調査結果」欄について内容を確認すると、審査請求人に係る器物損壊被疑事件及び損害賠償額確認請求事件における経緯、判決文からの引用や要約、判決文から導き出される判断及び調査の結論が記載されているものである。

判決文からの引用、要約については、判決文自体が当然ながら審査請求人にも交付されていることから、本件開示請求においてその引用、要約を開示しても苦情申出制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、監察自体における監察官の判断や調査の結論については、確かに実施における支障のおそれを考慮しうが、こと本件においては、既に「苦情申出者への回答」に記載がされて審査請求人に開示されているため、開示しても問題ないとする。

以上のことから、これらの記載はいずれも条例第15条第8号に該当せず、開示が妥当である。

(5) 本件公文書②における「措置結果」欄不記載について

本件公文書②における「措置結果」欄不記載については、既に実施機関から「措置結果」欄が記載された文書の情報提供がなされていることから、審査会では審議しない。

沖縄県個人情報保護審査会答申第88号 概要

①件名	特定日に警察署で私を対応した記録に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年6月3日（受理：令和元年6月3日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	令和元年6月17日（沖広相第2876号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	当該開示請求に係る公文書は作成・取得していないため、不開示決定をするもの。
⑦審査請求年月日	令和元年6月27日（受理：令和元年6月27日）
⑧審査請求の趣旨	不存在のほずがない。
⑨審査請求理由要旨	障害福祉課職員立会いのもと、男性刑事に3時間以上、警察の暴力があったことの被害届を出したいと申し出ていた。その記録自体が無い事がおかしい。
⑩諮問年月日	令和元年9月17日（沖公委（広相）第36号）
⑪答申年月日	令和元年12月24日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年6月17日付け沖広相第2876号による保有個人情報不開示決定については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書について</p> <p>審査会において実施機関に確認したところ、警察安全相談になじまないことから相談処理表は作成しておらず、警察安全相談になじまない場合の応接状況を記録する応接記録表については、本来であれば作成すべきところ、本件では特に記録化しておく必要があるものと認められなかったことから作成していないとの説明を受けた。</p> <p>また、警備日誌等、他の記録の有無について再度確認したところ、対応を記録した文書等は作成・保有していないとのことであり、本件対象公文書は不存在であることを確認した。</p> <p>(2) 妥当性の判断</p> <p>上記の通り、本件対象公文書は不存在であったことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p> <p>(3) 審査会意見</p> <p>審査請求人及び妻は、同時期に同様の保有個人情報開示請求を行い、妻については行政報告書が部分開示されているものの、審査請求人については不存在による不開示決定となったことから、本件処分を不服として審査請求に至った経緯については理解できるものである。</p> <p>実施機関においては、対応を記録した文書等を作成していなかったため不存在による不開示決定をしたことはやむを得ないが、警察安全相談になじまない場合に作成することが求められている応接記録表を作成していなかったことについては、適切では無かった。</p>

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度
平成31年度（令和元年度）運用状況報告書
令和2年7月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL. 098-866-2139
FAX. 098-866-2911